

令和2年3月第1回八街市議会定例会会議録（第4号）

1. 開議 令和2年2月26日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

2番 栗 林 澄 恵  
3番 木 内 文 雄  
4番 新 見 準  
5番 小 川 喜 敬  
6番 山 田 雅 士  
7番 小 澤 孝 延  
8番 角 麻 子  
9番 小 菅 耕 二  
10番 木 村 利 晴  
11番 石 井 孝 昭  
12番 桜 田 秀 雄  
13番 林 修 三  
14番 山 口 孝 弘  
15番 小 高 良 則  
16番 加 藤 弘  
17番 京 増 藤 江  
18番 丸 山 わき子  
19番 林 政 男  
20番 鈴 木 広 美

1. 欠席議員は次のとおり

1番 小 向 繁 展

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

○市長部局

・議案説明者

|           |      |         |
|-----------|------|---------|
| 市         | 長    | 北 村 新 司 |
| 副 市       | 長    | 鵜 澤 広 司 |
| 総 務 部     | 長    | 大 木 俊 行 |
| 総務部参事（事）  | 財政課長 | 會 嶋 禎 人 |
| 市 民 部     | 長    | 和 田 文 夫 |
| 経 済 環 境 部 | 長    | 黒 崎 淳 一 |

|         |      |
|---------|------|
| 建設部長    | 江澤利典 |
| 会計管理者   | 廣森孝江 |
| 国保年金課長  | 吉田正明 |
| 高齢者福祉課長 | 田中和彦 |
| 下水道課長   | 中村正巳 |
| 水道課長    | 海保直之 |

・連絡員

|                |       |
|----------------|-------|
| 総務部参事(事)秘書広報課長 | 鈴木正義  |
| 総務課長           | 片岡和久  |
| 社会福祉課長         | 日野原広志 |
| 農政課長           | 相川幸法  |
| 道路河川課長         | 中込正美  |

○教育委員会

・議案説明者

|      |       |
|------|-------|
| 教育長  | 加曾利佳信 |
| 教育次長 | 関貴美代  |

・連絡員

|        |      |
|--------|------|
| 教育総務課長 | 川名弘晃 |
|--------|------|

○農業委員会

・議案説明者

|           |      |
|-----------|------|
| 農業委員会事務局長 | 梅澤孝行 |
|-----------|------|

○選挙管理委員会

・議案説明者

|             |      |
|-------------|------|
| 選挙管理委員会事務局長 | 片岡和久 |
|-------------|------|

○監査委員

・議案説明者

|          |      |
|----------|------|
| 監査委員事務局長 | 内海洋和 |
|----------|------|

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

|      |      |
|------|------|
| 事務局長 | 岡本裕之 |
| 副主幹  | 中嶋敏江 |
| 主査   | 須賀澤勲 |

|   |   |   |   |   |   |     |
|---|---|---|---|---|---|-----|
| 主 |   | 査 | 嘉 | 瀬 | 順 | 子   |
| 主 | 査 | 補 | 吉 | 井 | 博 | 貴   |
| 主 | 任 | 主 | 事 | 村 | 山 | のり子 |

.....

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第4号）

令和2年2月26日（水）午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

## ○議長（鈴木広美君）

ただいまの出席議員は19名です。議員定数の半数以上に達していますので、本日の会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。

最初に、本日の欠席の届け出が小向繁展議員よりありました。

次に、市長の専決処分事項に指定されている報告1件が議長宛てに提出されましたので、その写しを配付しておきました。

以上で報告を終わります。

日程第1、21日に引き続き一般質問を行います。

傍聴の方に申し上げます。傍聴人は、傍聴規則第8条の規定により、議事について可否を表明、または騒ぎ立てることは禁止されております。なお、議長の注意に従わないときは、地方自治法第130条の規定により、退場していただく場合がありますので、あらかじめ申し上げます。

それでは、順次、質問を許します。

最初に、やちまた21、加藤弘議員の個人質問を許します。

## ○加藤 弘君

やちまた21の加藤弘でございます。

今議会では、5点について伺います。

まず初めに、12月議会に続き防災問題について伺います。

既に皆さんもご存じのように八街市は、海や山や川もなく関東ローム層という固い地盤の上にあります。私たちは、日々の生活を地震等の災害に強いと言われる固い地盤の上で生活を営んでおります。他の市、町にはない特性を活かした防災に強い街、八街を全国に発信できるよう市民と行政が協働で手を携え、ともに作り上げていかなければならないと考えているところであります。昨年の台風災害時には、長期にわたり倒木による停電や断水などさまざまな労苦がありました。

そこで、質問の要旨の第1は、指定避難所の電源について伺います。

## ○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市では、災害の危険性があり避難した市民を災害の危険性がなくなるまで、または災害により家に戻れなくなった市民が一時的に滞在できる施設として、27カ所の避難所を指定しております。この指定避難所には、避難を余儀なくされた市民の滞在中の生活を支援するために備蓄倉庫を設置し、食料や資機材等を備蓄しております。その中に電源確保対策といたしまして、発電機を整備しております。発電機につきましては、避難所における夜間照明の電源確保を主たる目的としておりまして、燃料補給が続く限り電源確保は可能と考えてお

ります。

しかしながら、使用電力に限りがあり空調等には対応できないため、今後も電源確保等策につきましては調査研究してまいりたいと考えております。

**○加藤 弘君**

先日の新聞報道によりますと千葉市では、昨年の台風被害における長時間停電の体験をもとから新年度予算では、電力対策強化予算を組まれたと伺いました。

そこで、先ほどの答弁の中では、本市の指定避難所の電源として発電機が整備されているとのことでしたが、スポーツプラザや中央公民館、各学校の体育館等、大勢の方々が避難する場所等、広い面積を有している場所へは発電機は何台ぐらいつつ配備されているのか伺います。

**○総務部長（大木俊行君）**

文違コミュニティーセンターを除く備蓄倉庫を設置しております各避難所には、発電機を1台ずつ配備しております。中央公民館や八街中学校には、発電機を2台配備しております。

また、このほかに市役所や土砂災害警戒区域内の自主避難所にもそれぞれ各1台配備しておりますので、市で備蓄している発電機につきましては全部で、32台となっております。

**○加藤 弘君**

この台数で、やっぱり前回も中央公民館等、大勢の方が予想外の人数が避難されているわけですね。高齢者や小さいお子さん等もいらっしゃると思いますので、やはりそれなりの時間、発電機1台、1時間か2時間だろうと思うんですけど、燃料がきれればなくなっちゃうという状況でしようけど、それなりの今の市役所にあるような発電設備といっても大変でしょうから、それをもっと省力化のものも今現在、出ておりますので、その辺も主たるところへは、そういう発電の方法も検討されたいかかかと思っておりますので今後、検討していただきたいなと思います。

それと、昨日の天気予報、長期予報を伺いましたら、今年の夏は暑くて梅雨の最終頃にまとまった雨が降ると。気圧の関係で台風の発生率も高くなるのだろうという予報が昨日、発表されておりました。そういう中で本市は、市街地に河川もないことから降雨時の雨水、排水がよくありません。現在、文違区や大関区に調整池が設置されておりますが、まだまだ不足していると思います。

そこで、質問要旨の第2は、調整池の増設について伺います。

**○市長（北村新司君）**

答弁いたします。

昨年においては、台風や豪雨の影響により一時的に冠水被害が市内一円で発生いたしました。調整池の増設とのございますが、現在、五区地区の排水路実施設計の中で調整池を含めた計画を策定しております。

また、調整池の整備となりますと用地協力、工事費など多くの時間と費用がかかることから、幾つもの整備は難しい状況でございますので、一時的に雨水を貯留できる施設として、

吉倉地区、沖地区などに施設整備を進めてまいりたいと考えております。

今後も調整池等の整備とともに、浸透施設等の機能回復、排水路の補修及び清掃等を行いまして、道路冠水の軽減に努めてまいりたいと考えております。

○加藤 弘君

昨年の台風におかれましても、それぞれの各地区の区長さんと区の役員の方々も、大変なご苦勞をされてきていると伺っております。そういう中で今、それぞれの地区で五区と吉倉と沖地区ですか。施設整備を進めていくということですけど、それはいつ頃までに計画が実施できる、設備管理ができるのか、施設整備ができるのか、その辺ちょっとわかりましたら教えてください。

○建設部長（江澤利典君）

まず、五区地区については、計画は概ね完了しているところでございます。

また、その資料等をもとに上流の県事業との詳細な再調整を現在、進めているところでございます。今後、関係機関と施設整備に伴う協議申請を進めていく予定でございまして、その後に土地所有者と用地交渉をして今、整備を進めてまいりたいというふうに考えております。そのほか、吉倉と沖地区につきましても関係機関と施設整備に伴う協議申請を進めていく後は予定でございまして、その後に同じく土地所有者と用地交渉をし、整備を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

ご質問でございます、いつまでにという計画ということでございますけれども、整備となりますと先ほど市長答弁がありましたように、用地の協力や工事費など多くの時間等の費用がかかりますので、十分に調整を図った上でできるだけ早く進めてまいりたいと考えておるところでございます。

なお、来年度に一時的に雨水を貯留する施設として、実住小学校の関係なんです、のグラウンドを活用した貯留機能の見直しを視野に入れてございまして、そのグラウンドの活用したことにおいて道路冠水解消につながる整備等や現地確認を行って、水路が詰まっている箇所があれば清掃等を行って冠水対策に今後も努めてまいりたいというふうに考えております。

○加藤 弘君

今、答弁の中でもありましたけれども、側溝等も結構、詰まっている箇所があちこちあるんですよね。これは、今年度も予算が昨年と大差ないだろうと思うんですけれども、その辺はいかがお考えなんでしょうかね。その辺の整備をすれば、もうちょっと排水も機能がよくなってくるんじゃないかと思うんですが。

○建設部長（江澤利典君）

側溝清掃については、たしか来年度予算で600万ちょっとぐらいだったと思います。毎年、大体600万から700万の間ぐらいで予算は上程させていただいているところではございますけれども、側溝清掃については地元の協力も不可欠でございまして、その辺も含めまして市民協働ということもございまして、市民と一体となってその道路の側溝清掃、また、冠水等については協力しながら今後も進めていきたいというふうに考えております。

す。

○加藤 弘君

確かに、昔は自分たちで清掃したところも私もそうなんですけど、高齢になったという理由でできないというところが増えてきているはずですよ。その辺は今、部長が言われたように市民の方にこれはやってほしいと、行政はこれをやりますよというそういう区分けの仕方も必要ではないかと思うんです。ただ、金額は云々だけじゃなくて、お互いに行政と市民が一体となって、やはり自分たちの住む地域、街を守っていかなくちゃいけないと思うんです。その辺もやはり市民協働課を中心に、市民の方にもそういう声かけをすることは大変重要だと思いますので、区長会だけじゃなくてそういう市民協働課で、もっともっと市民と一緒に行政が動くという姿を皆さんに見せていただければ、また、より以上に皆さん、市民の方々の協力もあるんじゃないかと思いますので、その辺は検討してください。お願いします。

それと、去年の21号の豪雨の際、県道の22号線、五区コミュニティーから松林交差点の間、道路冠水によりまして乗用車等は動けなくて止まっちゃうというのが何台もあり、後押しして片付けたり何かもしましたけれども、この道路は災害時の物資輸送道路になっていると思います。この辺を踏まえまして、この辺の排水の問題を県と協議を進めていただきたいなと思います。これは、県営住宅の前はちょっと雨が降ると毎回のように入水してきますので、道路が冠水しますので、その辺と県との協議を進めることを検討していただきたいなと思いますけど、いかがでしょうか。

○建設部長（江澤利典君）

ご指摘の箇所については、大雨時についてはかなりの冠水が起きているということは認識しているところでございます。先ほど私の答弁にもありましたように、三区の実住小学校の関係のところの貯留施設の再整備というか、再検討するというのを視野に入れてということで答弁させていただきました。その当該箇所については、家屋が連担していろいろな面で、用地がなかなか確保できないということもございますけれども、その辺も含めまして今後、市としてできる排水の改修、また、補修等を十分、検討した中で冠水対策にあたっていきたいというふうに考えております。

○加藤 弘君

それでは、次に移らせていただきます。

災害時には避難所へ予想以上の方々が非難をし、施設設備の利用が増大しまして避難所によっては、トイレ等の利用にも大変な苦勞があったと伺いました。

そこで、質問要旨の第3は、マンホールトイレの設置について伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

公共下水道区域内におきましては、災害時に下水道管路や処理場等が被災していない場合に使用ができる下水道管直結の流下式のマンホールトイレ、マンホールに貯留弁を設け、排水管を貯留槽として一定期間使用することができる貯留式のマンホールトイレ、このほかに

地下に貯留槽を設けた汲み取り式のマンホールのトイレもございしますが、現在、本市ではいずれの方式においてもマンホールトイレの設置をしているところはございません。

昨年の災害時にも避難所におけるトイレにつきましては、停電のため浄化槽機能の停止による使用制限や水が流せない等の問題がございまして、早急に対策を講じる必要があるものと認識しております。

現在、簡易トイレ及び携帯トイレの備蓄推進や、仮設トイレの設置に係る協定の検討を進めておりますが、組立型の仮設トイレの備蓄やマンホールトイレの設置につきましても調査研究してまいりたいと考えております。

#### ○加藤 弘君

そのマンホールトイレですけど、避難所を利用される方には、高齢者やお子さんなどを連れた家族での避難も多いかと思われま。そのような状況を想定しますと、トイレ等の使用頻度も大変高くなると想定されます。昨年の台風災害のような停電、断水などを想定した場合、電気や水を使わなくても使用できる汲み取り式のマンホールトイレで、段ボールと、この段ボール事業者と茨城県の方ですね。この方とも災害協定を結ばれているはずですので、そういうところの便座や囲いがあると思います。そういうものを用意すれば、使用も、早期に安価な設置が可能かと考えます。駐車場や校庭の片隅での設置も可能かと考えます。

現在、毎日報道されている新型コロナウイルスのようにいろいろな災害が次から次へと発生している昨今です。長期の時間をかけない検討が必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

#### ○総務部長（大木俊行君）

停電や断水によりまして、水洗トイレの水が使用できないという場合でも、施設のスペースは利用は可能であるというふうと考えておりますので、間仕切りをすとかそういう形で携帯トイレの利用ができるものとは考えております。

段ボール製の簡易トイレにつきましては、備蓄倉庫に備蓄をしておりますが、段ボール製品の調達に関する協定につきましても、平成28年の8月4日に段ボールの組合と協定を締結しております。このため、簡易トイレの要請が行えるものと市では考えております。

このように、議員が言われたように早期に安価に設置が可能な組み立て式の仮設トイレ等の備蓄や協定等によりまして、迅速な手配が可能となるように、今後もトイレの種類や備蓄類等の調査研究してまいりたいと考えております。

先ほど、私の方から申し上げました協定につきましては、段ボール製の簡易トイレ、それから段ボール製の簡易ベッド、段ボール製の間仕切り等を協定で結んでおります。

#### ○加藤 弘君

それでは、次に移らせていただきます。

人間や生きるものにとって水は命の源です。昨年の台風災害時にも職員の皆さんも水の供給には、大変な労苦が重なったと考えるところです。災害時には、少人数で早く、多くの方々に水を供給することが必要となってきます。

そこで、質問要旨の第4は、応急給水栓設置について伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

災害が発生した際などの飲料水確保として、軽量で設置が簡単な応急給水栓を利用する方法には、給水車による場合に比べ被災者に対して迅速に対応ができ、災害時用常設給水栓と比較しましても整備費や維持管理費が安価で、取り扱いに対する専門的知識の必要がないものとしてとても有益でございますが、応急給水栓を使用するためには水源として地下式の消火栓が必要となっております。

また、安全に給水活動を行う観点から、利用する消火栓の場所についても道路上などではなく、指定避難所等に設置されている必要があります。

現在、市では指定避難所等のうちスポーツプラザがこれらの条件を満たしており、応急給水栓を既に整備済みですが、昨今の頻発する災害を鑑みまして、応急給水も視野に入れた水道管路の整備を進めてまいりたいと考えております。

○加藤 弘君

スポプラには設置されているということですね。あと、大勢の方が集まる中央公民館や水道設備が設置されている小・中学校だけでも応急給水栓が設置できれば、飲料水の確保が大変容易になると思います。

応急給水栓は他県の例では、1基20万円強の費用と伺っております。これには接続等の費用が別にかかりますけれども、早朝に調査研究をしていただけないかと思いますがいかがでしょうか。

○水道課長（海保直之君）

災害時などに水道水を安全かつ衛生的に供給するという面で、指定避難所でもある中央公民館や小・中学校は、応急給水栓の設置場所としてとても有効と考えられます。したがって、まずは応急給水栓の設置が可能かどうかについて、水道管や消火栓の整備状況を踏まえた上、関係課と連携しつつ設置場所の選定に取り組むとともに、整備拡充についても検討してまいりたいと考えております。

○加藤 弘君

次に、質問要旨の（5）技能消防団登録についてお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

総務省消防庁では、消防団員の確保方策等に関して検討を行い、新たに大規模災害団員の導入を決定しております。大規模災害団員につきましては、基本団員や機能別団員とは別に大規模災害時に新たに発生する活動、人手不足となる活動を担当するものと認識しており、その中には特別な技能を習得している方の入団も期待できるものと考えております。本市といたしましては、消防団関係者と協議しながら大規模災害団員の創設につきまして、検討してまいります。

○加藤 弘君

ありがとうございました。

それで、国におきましては、過去の大きな災害や近未来に想定される災害に対しまして、あらゆる対策を検討していると伺っております。

そこで、冒頭で申し上げた八街市のもつ特性を活かし、防災備蓄品基地、県内各地で災害に遭った近隣の市町へのボランティアを派遣するボランティア基地、近隣の市町の被災者とともに避難できる大型の避難基地などの前向きな考えで、要望を県や国へ要望することを考えます。何事も行動を起こさなければ結果は出ません。避難基地などの建造物は平常時、市のさまざまな行事にも使用が可能ではと考えます。

急な質問で申し訳ありませんが、市長のお考えを伺います。

○市長（北村新司君）

最近では、東京直下地震や南海トラフ等々、大きな地震が近々想定されるようなことが報道等で発表されております。八街市は、地盤も固く大変そういった面での有利性はありますけれども、まだまだいろんな課題がありますけれども、こういった大きな施設要望につきましては、直接、国へ要望しなければならぬと考えておりますので、そうした機会がございましたら、私もしっかりと国関係の方に要望してまいりたいと思っております。

○加藤 弘君

それでは、次に、質問の2、道路問題について伺います。

常日頃、市長は街の発展は道路政策が大事だとおっしゃっております。

そこで、質問要旨の第1は、住野、吉倉四木入口の交差点改良について伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

住野十字路交差点改良事業につきましては、今年度、物件調査等が完了したところから用地買収を進めているところであり、一部の地権者と土地売買契約を締結したと伺っております。

また、主要地方道千葉・八街・川上線の吉倉交差点は、千葉県印旛土木事務所におきまして交差点の概略設計を実施し、現在、用地測量を行っております。今後、千葉県公安委員会と協議を進めていく予定と伺っておりまして、市といたしましても関係する地権者へ本事業の意向調査を進めているところでございます。

国道409号、四木入口交差点につきましては、関係地権者の理解が得られれば事業化につきましても検討していくと聞いております。市といたしましても、千葉県印旛土木事務所と連携を図りながら、関係する地権者の理解を得られるよう進めてまいりたいと考えております。

○加藤 弘君

住野交差点ですが、土地の売買契約も締結できたと今、伺いましたが、成田市や富里市ともつながり、酒々井アウトレットへの重要なアクセス道路ともなっております。これからの

八街市の重要な交差点となっていくことと考えられます。

そこで、市長に伺いますが、街の発展は道路問題の解決が重要であると常日頃、言われてきておりますが、北村市長ご自身の手で住野交差点改良を完成まで導く考えはないか伺います。

**○市長（北村新司君）**

住野の交差点改良事業につきましては、現在、県におきまして早期完成を目指している事業でございます。この事業につきましては、本市の道路行政における北部地区の最重要課題と認識していることから、私も積極的に事業推進に関わってきたところでございます。完成までには、地権者、特に地権者の皆様方のご理解、ご協力が不可欠でございますので、計画どおり事業が終了するよう引き続き最大限、努力してまいりたいと考えております。

**○加藤 弘君**

質問要旨の2ですね。バイパスの進捗状況について伺います。

**○市長（北村新司君）**

答弁いたします。

八街バイパスの進捗状況につきましては、個人質問1、誠和会、木村利晴議員に答弁しましたとおり、国道409号から大木地先の約500メートルの区間の工事に着手し、令和2年度内の全線の供用を目指しております。今年度は、工事中の生活道路の確保を行いまして、大木地先から国道409号側に向けて約350メートル部分の路床、路盤、基層までの改良工事を行いまして、令和2年度に表層の工事を予定していると千葉県印旛土木事務所から伺っております。

なお、バイパス工事にあわせまして、現在の市の工事といたしまして、支障となる水道工事を実施中でありまして、その後、下水道工事を予定しているところでございます。

今後も、県や地元関係者の協力をいただきながら、バイパスの早期開通を目指してまいりたいと考えております。

**○加藤 弘君**

このバイパスの大木の交差点の近く、小さい大木の公園がございますね。あそこの付近が最近、アパート等も多くなり水が道路から流れきれないという状況です。バイパス側の土地が高くなっちゃっているという状況が見受けられます。その辺の排水の整備はどのようになっているのか。この間もちょっと市民の方から声をかけられましたので。

**○建設部長（江澤利典君）**

大木地先の部分ですね。

**○加藤 弘君**

あの公園のところですか。

**○建設部長（江澤利典君）**

その辺については、バイパスの工事も入りますので、その工事と含めまして排水対策については、検討をしていきたいと考えています。

○加藤 弘君

次に、質問の3で、高齢者問題について伺います。

質問要旨の第1は、高齢者の交通事故防止対策について伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

高齢社会が一層進展する中で、高齢者の交通安全対策は大きな課題となっており、特に近年、高齢者が関わる交通事故が社会問題になっております。

このため、国におきましても免許制度の見直しなど、対策を進めているところでございます。市では、高齢者の交通安全対策といたしまして、広報紙、ホームページ、回覧を活用した啓発はもとより、交通安全運動期間中や重大事故発生時には警察や交通安全団体と連携いたしまして、街頭啓発を実施しているほか、高齢者を対象とした交通安全教室を各地域やシルバー人材センターにおきまして、電話で詐欺などの特殊詐欺の防止とあわせて実施しております。昨年度は、千葉県と協力しまして、交通安全リーダーとなり得る高齢者に対し、実技指導を中心とした高齢者交通安全リーダー研修を八街教習所におきまして実施いたしました。

また、今年度から各地域の高齢者学級におきまして、歩行中の事故防止を目的に反射材などの啓発物を活用して高齢者の交通安全意識が高まるよう努めておるところでございます。このほか、平成29年度から運転免許証自主返納者に対する支援措置といたしまして、ふれあいバスの回数券支給や高齢者外出支援タクシー利用助成事業を実施しております。

なお、佐倉交通安全協会八街支部や各交通安全推進隊の皆様におかれましては、朝夕の街頭監視や、見守り活動を実施していただいております。改めまして感謝申し上げます。

市といたしましては、交通事故のない街づくりを実現するため、今後とも高齢者の交通安全対策を積極的に推進してまいります。

○加藤 弘君

次に、質問要旨の第2ですね。車の急発進防止装置対応と補助について伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

現在、国では高齢運転者による交通事故防止対策の一環として、自動ブレーキやペダル踏み間違いのときの急発進防止装置等を搭載した車、「安全運転サポート車」の普及啓発に官民挙げて取り組んでおります。本市におきましても、高齢ドライバーによる交通事故が大きな社会問題となっていることから、ペダル踏み間違い等による急発進防止装置としての機能を有する安全運転支援装置は、事故防止に一定の効果があるものと認識しておりますので、街頭啓発、高齢者を対象とした交通安全教室などの実施時に啓発に努めているところでございます。

急発進防止装置の購入や、取り付け費用に対する補助制度につきましては昨年、行われま

した千葉県の調査によりますと、県内で独自に実施している自治体はございません。本市といたしましては、国や千葉県をはじめ、他の自治体の取り組み状況を注視しながら今後、調査研究してまいりたいと考えております。

○加藤 弘君

次に、質問4の人口減少問題。

若い方々は、大学等終わっても八街に帰ってきてても、働く場所がないと言われております。こういう声を多く聞きます。

そこで、働く場所の確保の政策について伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市では、基本構想にうたわれている「ひと・まち・みどりが輝くヒューマンフィールドやちまた」を目指したまちづくりを進めるため、2020年度から2024年度までの5年間の計画期間とする「八街市総合計画2015後期基本計画」の重点施策として、「第2次八街市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定いたしまして、基本目標の1つとして「安定した雇用の創出」を掲げております。主な施策といたしましては、「地域産業の競争力強化」として中小企業資金融資制度並びに利子補給の実施、「新産業の創出」として企業立地促進助成金制度の創設、「人材育成・雇用マッチング推進」として就職相談会の開催や、就労支援サイト「ジョブ・ナビ・やちまた」の管理運営となっております。

これらの施策を着実に進行していくことにより、市内商工業の発展に努めるとともに、雇用機会の拡大を図ってまいりたいと考えております。

また、小谷流の里ドギーズアイランドにおきましては、今後、事業の拡張が予定されていると伺っておりますので、さらなる雇用の創出も見込まれるものと認識しているところでございます。

○加藤 弘君

質問要旨の第2ですけれども、今、市内には若い方々が行政の力をかりないで、できるだけ自分たちでいろんなことをしていこうということで活動されているグループがあると伺っております。そういう方々も年々人数が増えてきており、実直な活動をされ実績を作ってきています。そういう中で、質問要旨の第2は、行政とそういう方々、要は青年懇談会ですね。そういうことへの創設について伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

人口減少、少子高齢化が進行する中で持続可能なまちづくりを実現するためには、さまざまな活動主体が分野や世代を横断して連携・協力する協働の推進が重要であると考えております。

このようなことから、本市では市民の方々の声を市政に反映させるため市の計画の策定にあたりましては、計画の案を公表して市民等の意見を公募するパブリック・コメント手続や、

市民等の自由な発想や知識等をまちづくりに活かし、市民が主体的にまちづくりに取り組むことを目的とする「八街市市民政策提案制度」を創設しております。

ご質問にございます青年懇談会のようなプラットフォームの構築の予定はございませんが、青年の力を活かすまちづくりは、「若い世代が将来に向けて夢を持ち、八街に住んでよかったと喜びと実感を抱き、そして郷土としての誇りと愛着を持てる街づくりを進めていく」という私の考えと趣旨を同じくするものであると思われまます。現在、若い世代の意見を直接伺いするため、新成人の代表者との懇談会を毎年、実施しております。直接、市の行政運営に対する意見等を頂戴しているところでございます。若い世代の意見は、本市のまちづくりの大きなヒントとなるものと考えておりますので、機会を捉え若い世代の意見を積極的に伺ってまいりたいと考えております。

#### ○加藤 弘君

次に、5番目の教育問題。

まず初めに、郷土資料館について伺いますが、人は小さいうちからさまざまな知識を吸収し身に付ける力を本質的にもっており、幼少期に接した体験から自分を育んだ環境に愛着を持ち、自分のふるさとを大切にします。私たちの住む八街市は、多くの方々が明治の開拓の街と口にされておりますが、住野地区においては旧石器時代のものが出土しており、千葉県で2番目に大きいやり型の石器と言われており、昨年には群馬県の岩宿博物館で展示されるなど、全国からも非常に注目される遺物もあります。

また、奈良時代には全国でも4例しか発見されていない、群役所の公印である山邊郡印も出土しております。豊臣秀吉が行った太閤検地の古文書記録が、用草地区で発見されております。現在、江戸時代に八街に所在した柳沢牧、小間子牧などの牧についても、日本遺産の申請をされているとも伺っております。このように幾多の遺跡や遺物、古文書などの先人の方々の残された時代遺産が当市にはたくさんあります。この貴重な資産の取り扱いが、現在のような扱いでよいのか疑問を感じております。

そこで、質問要旨の第5は、郷土資料館について伺います。

#### ○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

今後の郷土資料館につきましては、代表質問6、改革クラブ、桜田秀雄議員に答弁したとおり、郷土資料館の建物につきましては昨年の台風被害で屋根の一部が飛散し、建物の修繕も不可能となったため、まずは、収蔵資料を避難させる必要があります。収蔵資料の避難につきましては、昨年中に古文書を中央公民館に避難させ、損失防止の措置を講じてまいりました。残る収蔵資料のうち、農具・民具につきましては、川上小学校の余裕教室に避難させると同時に、子どもたちの学習利用などに有効活用したいと考えております。その他の書籍類につきましては、八街北小学校の余裕教室に避難させる予定でおります。

また、郷土資料館の再開につきましては、昨年末に行った「中央公民館、図書館、郷土資料館のあり方基本構想のアンケート」にも早く開館してほしいとの意見が多く見られたこと

から、令和3年4月から中央公民館2階の中会議室を利用して、展示業務を再開する予定であります。

○加藤 弘君

今の答弁を伺いまして、郷土資料館の資料等は2つの学校に分けて移動、保管され、1年間、生徒たちに展示し、令和3年度に中央公民館2階にて展示を予定されているようですが、新年度の予算書を見ましても貴重な資料の移動や管理に関する予算等が見当たりませんが、どのように考えておられるのか伺います。

○教育次長（関 貴美代君）

お答えいたします。

郷土資料館の資料につきましては、先ほど教育長が答弁したとおり民具、農具につきましては川上小学校の余裕教室に避難させると同時に、児童の学習に有効利用いただけるよう展示室を作り、永年で活用できる予定となっております。資料などの移動等につきましては、社会教育課郷土資料館職員及び教育委員会の中で協力して実施する予定でございます。

○加藤 弘君

令和3年度に中央公民館の2階にて展示を行う予定と先ほど伺いましたが、今まで逆に2階の中会議室を利用されてきた方々には、大変利用しづらい状況となりますが、この辺はどのように考えておられるのか伺います。

○教育次長（関 貴美代君）

お答えいたします。

今後、数年間なんですけれども、中央公民館におきましても長寿命化に関わる改修工事等でご不便をおかけすることとなります。郷土資料館につきましても暫定的に会議室を使用し、再開することで同様に利用者の方には、大変ご不便をおかけすることが予想されます。しばらくの間、利用者の方にはご不便をおかけいたしますが、周知を行いながらご理解、ご協力をいただきたいと考えております。

○加藤 弘君

先ほども述べましたように本市は、大変貴重な戦国時代からの資料もあります。

また、東吉田区字猪山地区には、この地区は東吉田のグラウンドの付近ですね。徳川家康がイノシシや鹿を捕らえるイベントを行ったという記録、徳川実記という書物にも記載されております。このように先人の方々が残された時代遺産を、八街の未来を継承していく児童・生徒のためにも、温度や湿度、照明のきちんとされた施設で管理、保存を検討していただきたいですが、いかがお考えか伺います。

○教育次長（関 貴美代君）

お答えいたします。

郷土資料館で保管、管理しております資料は、先ほども議員さんが述べられたとおり、先人の方々によって残された本市にとっては貴重な資料であることは十分、認識しております。今後は、温度、湿度管理が整った施設で保存できるよう検討してまいります。

○加藤 弘君

次に、教育センターの移設について伺います。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

個人質問2、誠和会、山田雅士議員に答弁いたしましたとおり、現在、市教育センターは、学校教育課内にあり、独立した施設はございません。しかし、市教育センターが担う調査、分析、研究の機能や、職員研修事業の質的向上、活性化を図り、学校や教職員に寄り添い現場が必要としている支援ができるようにするためには、独立した施設が必要です。

そこで、令和2年度から交進小学校の増築校舎の余裕教室を利用して独立した施設として稼働する準備を進めております。この増築校舎は教室が4つあり、セキュリティーも本校舎とは別になっていること、市内中央西部に位置するので教職員が集まる場合にも立地的によりよいことが交進小学校に決めた理由です。

○加藤 弘君

次に、質問要旨の第3は、教育センターの機能充実について伺います。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

個人質問2、誠和会、山田雅士議員に答弁いたしましたとおり、次年度以降は今までの活動のさらなる充実とともに、新たに次の6点に重点を置いて活動してまいります。

まず、研究指定校並びに若年層教員研修への積極的な参加により、授業力向上のための支援をしてまいります。

2点目に、現在、進めている市内の教育情報のデータベースの公開と、活用に向けた情報を発信いたします。

3点目に、教職員の授業力や指導力を向上させるための研修の場や機会を提供いたします。

4点目に、ホームページの機能を強化し、より安全で魅力的な情報の発信のための各園、各校の更新を支援し、閲覧管理による分析を行います。

5点目に、異校種間の学びの連続性を意識した学習連携の支援をいたします。

最後に、各種学力調査について分析、考察を進め、授業改善における活用についての研究を深めてまいります。

○加藤 弘君

私は十数年前から教育センターの設立、独立を訴えてきました。やっと実現できたこと、それなりに評価させていただきます。まだまだこれからも内容のより以上の充実が必要ではないかと考えられます。八街市の未来を担う児童・生徒の皆さんが勉学の向上とともに体力の向上や道徳力の向上をされることを期待しまして、私の質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（鈴木広美君）

以上で、やちまた21、加藤弘議員の個人質問を終了します。

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩といたします。

(休憩 午前10時48分)

(再開 午前10時57分)

○議長（鈴木広美君）

それでは、再開します。

大木総務部長より発言を求められておりますので、許します。

○総務部長（大木俊行君）

すみません。先ほど加藤議員の答弁の中でマンホール式のトイレの方は今、八街市にないというふうに申したんですが、すみません。朝陽小学校の改築にあわせまして2基、用意しております。ただ、この間の台風のときには水道が使えたということで使用しておりません。倉庫にしまっているんですが、今後につきましては防災訓練等に出しまして、市民の方々に利用方法について説明していきたいというふうに考えています。

○議長（鈴木広美君）

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、新誠会、石井孝昭議員の個人質問を許します。

○石井孝昭君

新誠会の石井孝昭でございます。

パンデミックな広がりを見せる新型コロナウイルスの終息を、1日も早い終息を祈念しつつ質問に入らせていただきたい、このように思う次第でございます。

この3月議会においては3点の質問をさせていただきます。

まず、農地利用についてでございます。平成25年12月13日に「農地中間管理事業の推進に関する法律」が公布をされ、平成26年2月6日に「農地中間管理事業」が創設をされました。千葉県では、公益財団法人千葉県園芸協会が農地中間管理機構として知事の指定を受け、農地中間管理事業を実施しております。これは日本再興戦略の中で担い手への農地集積、集約化を進め、農業機構の改革と生産コストの削減を図り、農業の競争力を強化するなどの目的で設立され早6年が経過をしました。この間における八街市における農地中間管理事業の現状と取り組みについてご質問いたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市における農地中間管理事業の現状と取り組みにつきまして、現状といたしましては農地の出し手よりも受け手の方が多く、農地を借りたい方への貸し付け可能な農地が不足している状況でございます。このようなことから、農業からリタイアを考えている方や、相続した農地の管理に困っている方に向けた内容を広報に掲載したり、農業関係者の説明会等で農地中間管理機構の担当者を招いて事業の説明会を行い周知を図っているところでございます。

また、取り組みにつきましては、農地の出し手と借り手の調整を農業委員会と連携を図りながら取り組んでいるところであり、本年度の実績を申し上げますと、6件のマッチングが

成立し、4万2千483平方メートルの農地の貸し借りが行われたところでございます。  
なお、現時点での貸付申込者は5名、借受希望申込者は43名となっております。

今後も引き続き、地域の担い手への農地集積を図るとともに、耕作放棄地の発生を抑制してまいりたいと考えております。

**○石井孝昭君**

ご答弁ありがとうございます。

過去3年間のマッチング、この取り組みについてどのような面積で、どのぐらいの値なのかちょっと教えていただきたいと思います。

**○経済環境部長（黒崎淳一君）**

お答えいたします。

農地中間管理事業の過去3年間の実績でございますが、マッチングが成立し、機構から受け手に転貸が行われた実績でお答えいたしますと、平成28年度が8件で、5万7千696平方メートル、平成29年度が9件で、8万1千105平方メートル、平成30年度が7件で、14万9千108平方メートル、合計で24件で、28万7千909平方メートルの農地集積が行われております。

なお、農地中間管理事業は千葉県園芸協会が事業主体となっておりますが、問い合わせ等につきましては、まずは農政課、または農業委員会にご相談いただきたいと思います。

**○石井孝昭君**

市長及び、部長の答弁によると、やはり非常にここ数年、八街市も積極的に遊休農地の解消に向けて、そしてこの貸し手と借り手のマッチングについてご努力されているのがよくわかりました。やはり、要件を満たしていくとやはり農業も非常にしやすい、大規模化になりますし、農地の集約化を図れば農地中間管事業の推進に寄与していくというふうに進展していくと思いますけれども、この農地中間管理事業の取り組みにおいて一定の要件を満たせば、農地の固定資産税の減免がされるという制度があります。

この一定の要件、どのような場合にどのような要件を満たせば、この農地の固定資産税が減免されるのでしょうか。

**○経済環境部長（黒崎淳一君）**

お答えいたします。

農地中間管理機構に全農地を10年間貸す場合、3年間固定資産税が減免になる制度がございます。

**○石井孝昭君**

やはり、担い手がいなかったりとか、やはり集約化を図りたいという、また、そういった場合に10年間ということ非常に長い縛りかと思っておりますけれども、貸し手については長く貸した方が安心感があるということで、恐らくそのような制度が設けられているじゃないかなどこのように思う次第でございます。

続いて、農地利用集積の取り組みについてでございますけれども、担い手への農地集積目

標については、国では平成25年度の集積率約5割を、令和5年度まで8割へもっていこうと。千葉県では、平成25年度時点の集積率が約2割であり、全国的に見ますとかなり低い状況を5割までもっていこうとする目標を掲げて取り組まれております。

八街市の農地利用集積の取り組みについてお伺いいたします。

**○農業委員会事務局長（梅澤孝行君）**

答弁いたします。

農地利用集積の取り組みにつきましては、農地中間管理事業をはじめ、直接、農地を貸したい、借りたいという要望があった場合も含め、農政課と連携を図りながら地域の担い手を中心にマッチング作業を行い、農地の利用集積を図っているところでございます。

また、マッチングが難しい場合には、農業委員及び農地利用最適化推進委員を活用し、担当地域の農家へ出向いて農地の貸し借りについての意向確認をお願いしているところでございます。

今後も引き続き、地域の担い手への農地の利用集積を図るとともに、耕作放棄地の発生抑制に努めてまいりたいと考えております。

**○石井孝昭君**

平成30年度時点で、詳しい数字を申し上げますと、千葉県の担い手の集積率が約24パーセントということであります。全国的の56パーセントに比べるとかなり低い状況ということで、千葉県も取り組みを今、加速化しているところでありますけれども、ここ5年間で4パーセントの進展しかないということでありますけれども、その割には今、頑張って集積を担っている。

そこで、農地については、借りたい人は非常に多い、貸したい人は少ないような状況が感じられます。先ほどの市長の答弁にもありましたとおり、貸し手については5人で、借り手については40数人ということの状況が見られますけれども、この借りたい人が多いんですけども、貸したい人が少ない、このような状況のその要因についてどのように分析されていますでしょうか。

**○農業委員会事務局長（梅澤孝行君）**

貸したい人が少ないというところでございますが、農業委員会といたしましても年に1回、農地の利用状況調査を行っております。この中で最初に遊休農地となった農地の所有者に利用意向調査を実施いたしますが、やはりなかなか自分の所有している農地については他人に貸したくないというような意向がかなり強いようでございます。

また、遊休農地ではございませんが、やはり定期的に耕作はしているんですけど、じゃあ貸したらどうでしょうかというような形でお話をするんですけど、やはり他人には貸したくないというような方が多いという状況ではございます。

**○石井孝昭君**

恐らくそのような相続の関係だとか、近所だと人間関係とかいろいろあるのかなどこのように思います。そこで、農地法第3条において、農地利用集積における貸し借りの面積、ど

のような現状になっているか、ここ数年ちょっとわかれば教えてください。

○農業委員会事務局長（梅澤孝行君）

農地法第3条の所有権移転及び貸し借り並びに経営基盤強化促進法による農地の貸し借りの状況でございますが、平成28年度は86件、5千139アール、平成29年度は76件、5千286アール、平成30年度は159件、8千661アール、令和元年度、今年度でございますが、1月末現在で93件、5千563アールとなっております。

○石井孝昭君

国や県の方では、農地中間管理機構を通じて貸し借りに努めてほしいということの一面と、農業委員会として農地法第3条における農地利用集積の貸し借りの面積について、そのバランス、機構に貸し付けている数量と相対でというか、農業委員会を通じてやっているところのような分量を、どのような数量としては把握をしているか、大体の感覚でわかりますでしょうか。

○農業委員会事務局長（梅澤孝行君）

答弁いたします。

感覚についてちょっと今、わからないんですけれども、基本的に農地中間管理機構で貸し借りをを行う場合は、基本的には10年、最短で5年にまで短縮できるということもございしますが、基本は10年となっております。

一方、農地法第3条による所有権移転とか貸し借り、特に新規の就農の場合につきましては、農地法第3条で申請をしていただいております。

また、10年とかに満たない短い貸し借り、2年とか3年とかという貸し借りにつきましては、経営基盤強化促進法により貸し借りという形をとっておりまして、なかなかやはり10年という長い期間となると、貸す側がちょっとどうかなということで、短い貸し借りということが多くなっているのかなとそういう状況でございます。

○石井孝昭君

ありがとうございました。

次に、機構集積協力金についてお伺いいたします。

農地を機構に貸し付けた場合、一定の要件を満たせば地域あるいは個人に機構集積協力金が交付をされます。実質化した人・農地プランの策定地域を対象として、地域内のまとまった農地を機構へ貸し付けた場合、地域に納付される協力金として地域集積協力金と、農地中間管理機構に農地を貸し付けることにより、例えば1つの作物を特化したいという目的で経営転換する農業者や、リタイアする農業者に対して協力金を交付する経営転換協力金があります。

2019年度から新規に農地整備・集約協力金が新設をされました。八街市における機構集積協力金の現状についてお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

機構集積協力金につきましては、農地中間管理事業により、一定の要件を満たした農地を貸し付けた方に全額国費で交付されるものであります。本市が該当する機構集積協力金は、耕作者集積協力金と経営転換協力金でしたが、耕作者集積協力金は昨年度で廃止となりました。

また、経営転換協力金につきましても、昨年度までは貸付面積により、3万円から70万円までの範囲で交付されておりましたが、制度の見直しが行われまして、今年度より一律で10アール当たり、1万5千円と縮小されております。

本市における機構集積協力金の交付状況でございますが、これまで28件の交付実績がございます。

**○石井孝昭君**

ありがとうございます。

その中で、経営転換協力金ということで今、1反歩、1万5千円ですね。これは、去年までは3万円の交付をされていて、段階的に縮小して廃止をしていこうということの制度のようですけれども、この経営転換協力金について貸し手のみの制度ということで、貸し手に支払われる協力金ということですが、この八街市の実績、面積と金額についてどのような状況でしょうか。

**○経済環境部長（黒崎淳一君）**

お答えいたします。

機構集積協力金の交付実績でございますが、事業が開始されました平成22年度から現在までの合計の実績でお答えさせていただきますと、機構集積協力金のうち経営転換協力金につきましては12件で、7万8千650平方メートル、交付金額は319万円でございます。耕作者集積協力金につきましては16件で、11万6千534平方メートル、交付金額は125万3千500円となっております。

**○石井孝昭君**

ありがとうございます。

耕作者の協力金については、もう廃止ということでたしかなくなって、経営転換協力金になっていると思いますけれども、今年度新設された農地整備・集約協力金、これは簡易な基盤整備に取り組む場合の農業者負担軽減を目的としておるということでありますけれども、この八街市の実施実績はございますでしょうか。

**○経済環境部長（黒崎淳一君）**

農地整備・集約協力金につきましては、実質化した人・農地プランにより農地中間管理事業の重点実施区域に指定された農振農用地内において一定の要件を満たして機構が借り受けた農地に対し、県が事業主体となって畦畔除去や暗渠排水など、農地の耕作条件改善事業を実施した場合に、国から県に交付される協力金であります。

なお、本市では現在のところ該当する地域はございません。

**○石井孝昭君**

ありがとうございます。

質問要旨、次に移らせていただきたいと思います。

人・農地問題解決加速化支援事業についてご質問いたします。

人・農地プランとは、地域の農業者の話し合いに基づいて今後の地域農業のあり方や、地域の中心となる経営体の将来展望などを明確化したものであります。農地中間管理事業及び関係する法律等いわゆる「人・農地プランの実質化」が令和元年11月1日に施行されました。この「人・農地プランの実質化」により、都道府県及び市町村が行う事業に関して国が経費を補助していくものであります。

八街市が取り組む「人・農地プランの実質化」活動についてお伺いいたします。

#### ○市長（北村新司君）

答弁いたします。

人・農地プランは、農業者が話し合いに基づきまして、地域農業における中心経営体や地域における農業のあり方などを明確化し、市が公表するもので、本市では市内を9地区に分けて、これまでに8地区のプランが策定済みでございます。この人・農地プランの実質化につきましては、平成30年度に国から真に地域の話し合いに基づくものであることが求められておりまして、このため各地域の皆さんが将来のことをどのように考えているのかなどアンケート調査を実施いたしまして、調査に基づき地域での話し合いを行い、地域ごとの中心経営体への農地の集積化に関する将来方針を定め、より現状に即したプランとすることが必要となりました。

本市におきましても、実質化に取り組むため今年度からアンケートを実施いたしまして、現状把握に努め地域ごとの話し合いを計画していたところですが、昨年の災害により被災農業者支援に係る事務量が大幅に増加したことにより、予定を変更せざるを得なくなりました。

今後におきましては、スケジュールを見直した上で、「人・農地プランの実質化」を進めてまいりたいと考えております。

#### ○石井孝昭君

ありがとうございます。

令和元年11月1日に同じく農地中間管理事業の手續の簡素化が施行されています。

また、令和2年4月1日より、農地利用集積円滑化事業との統合一体化というのが施行されるという予定になっておりますけれども、今、市長答弁で9地区に分類をされて、8地区が実質化のプランを以前、計画をされているということでもありますけれども、この現在、8地区で人・農地プランが策定されているとのことですが、具体的にどのような内容になっているのかご質問いたします。

#### ○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

人・農地プランにつきましては、農業における人と農地の問題を解決するための基本的なプランで、内容といたしましては各地域における担い手の状況、将来の農地及び農業のあり

方など地域への話し合いによって合意形成を図るものとなっております。

今後、「人・農地プランの実質化」に向け、農業委員及び農地利用最適化推進委員にご協力を得ながら進めてまいりたいと考えております。

**○石井孝昭君**

その8地区ということでございますけれども、1地区はどのような理由で、まだ策定されなかったのか、わかる範囲でお答えいただければありがたいのですが。

**○経済環境部長（黒崎淳一君）**

お答えいたします。

プランが策定できない地域につきましては、地域の話し合いができていないため未策定となっております。

**○石井孝昭君**

話し合いをしていくというのが、人・農地プランの地域の作り方ということなんですけれども、今後その話し合いの中でこの施行される内容を見ますと、アンケート調査を行っていくということだとか、話し合いのコーディネーターを積極的に登用して、農業委員さんとか農地利用最適化推進委員さんにその旨を担っていただこう。そのプランの実質化のインセンティブをとっていただくということの内容というふうにお聞きをしております。この例えばコーディネーター役について、農業委員、そして農地利用最適化推進委員というふうに明記をされておりますけれども、その点について農業委員会としてはどのようにお考えになっていきますでしょうか。

**○農業委員会事務局長（梅澤孝行君）**

答弁いたします。

地域の農業の状況を知る農業委員や農地利用最適化推進委員がコーディネーター役、調整役としての活動が今後、期待されるところでございますので、農業委員会といたしましては、ちょうど今年の7月20日から新しい農業委員と推進委員の任期が始まりますので、任期が始まりましたら研修会等を実施いたしまして、人・農地プランの実質化についての活動についてのご理解をいただきまして、実質化に向けて協力してまいりたいと、このように考えております。

**○石井孝昭君**

ありがとうございます。実際、専門的なやはり知識とか経験が持っている農業委員さんとか農地利用最適化推進委員さんに、やっぱり専門性の知識とか、経験を活かして、その任を担っていただきたいというような方向だと思います。

そこで、農業委員会と農政課で協力をしていただいて、実質化に向けて動いているんですけども、今後、人・農地プラン実質化を具体的にどのように進めていくのかというのをちょっとご質問させていただきたいと思います。

**○経済環境部長（黒崎淳一君）**

先ほども市長の方から答弁がありましたように、まずは、アンケート調査を実施いたしま

して、今後、農業委員また農地利用最適化推進委員の方と協力を得ながら農業委員会とプランを立てながら進めてまいりたいと考えております。

#### ○石井孝昭君

ありがとうございます。農業水産省の方では、早くやれ、早くやれということなんでしょうけども、災害があって、八街市の方でもなかなかそこは着手できなかった状況であり、農業の復興に向けて、今尽力をされているところですので、一段落ついたところで最適化に向けて今後、農地の人・農地問題加速化の事業について進めていただきたい、このように思う次第でございます。

次に、若い担い手への農業就労につながる農地利用促進策についてご質問いたします。

担い手への農地の集積、集約化を推進するためには、区画整理された農地など担い手が耕作しやすい農地の貸し付けを進めることが重要であるため、ほ場整備事業と機構との連携が不可欠であると思います。人・農地プランの実質化活動においては、コーディネーター役でもある専門家の派遣や農業者グループが異業種と連携して中心経営体を目指すモデルを構築していくことなどを推進しています。

次代を担う若い農業青年者たちが夢と希望をもって農業経営に参画しやすい農地利用の環境づくりが求められます。そこでお伺いいたします。若い担い手への農業就労につながる農地利用促進策についてご質問させていただきます。

#### ○市長（北村新司君）

答弁いたします。

農地利用促進策につきましては、現在、農地の出し手の情報が少なく、有効な手段がない状況でございますが、担い手への農地の集積は重要な課題であると考えております。

先ほど答弁したところでございますが、今後、人・農地プランの実質化を進める予定であり、その過程において、農家の方の意向を確認するため、アンケートを行い、将来、農地をどのようにしたいのか調査する予定であり、農地を貸したい方、売りたい方などの情報が集約できますので、その情報をもとに担い手への農地の集積を進めてまいりたいと考えております。

#### ○石井孝昭君

先般、若い農業者ということに、行く行くはなるんですけども、千葉県農協青年部協議会の役員と東金の家之子にある農業大学校に行かせていただきました。そこで、農業大学校の学生との意見交換会ということで、農業をされている方々との今後のライフプランだとか、実際、自分が学校を卒業して農業に携わる際に、一時的にはどちらかの農場とか、ほ場に研修に伺う人もいれば、すぐ自宅の担い手として役立っていこうという方もいらっしゃるんですけども、その中に、数名の方が、やはりもともと農家ではない方が農業大学で学んでいて、将来、農業をやりたいんだ、これやりたいんだということで、目を光らせて学んでいらっしゃいました。

その方々の意見をちょっとお聞きすると、やはり農地の問題が出てきて、農地をどの

ように確保したらいいんですか。農業をやるのに農地はどのように借りたらいいんですかということで、単純なというか、率直なといいますか、ご質問をされていらっしゃいました。

やはり若い担い手の皆さんが今後、新規の開拓地として、農業を選んでいただいた際に、農地の問題が少し幅広く農業就労につながるような促進策があればいいなど、このように思ったところなんですけれども、基本的に農地法では、農地の取得の下限面積というのがあります。この下限面積では、50アールという要件が現在付いておるということですが、これは農業委員会で決められることになっています。この現状と見直しについて、見解についてお聞きいたします。

**○農業委員会事務局長（梅澤孝行君）**

答弁いたします。

農地法では、新たに権利を取得し、農業をはじめようとする場合、下限面積は都道府県で50アール以上となっております。ただし、地域の実情を踏まえて、農業委員会が独自に下限面積を設定することもできます。県内の状況を申し上げますと、浦安市を除く53市町村のうち、22市町で独自の下限面積を設定しており、主に中山間部の農地や市街地であると考えております。なお、印旛管内で設定している市町はございません。

農業委員会といたしましては、市内の平均的な経営規模が約200アールであることから経営面積が少ないと生産性が低くなり、農業経営が効率的かつ安定的に継続して行われなことも想定されることから原則下限面積の設定は行わず、農地法で規定されている50アールを下限面積としております。

また、毎年1回、下限面積が適切かどうか検討することとなっておりますので、引き続き農業委員、農地利用最適化推進委員のご意見を踏まえ、下限面積が適切かどうか検討してまいりますと考えております。

**○石井孝昭君**

ありがとうございます。千葉県では浦安市は農地がないものですから、農業委員会がないということなんですけど、それ以外の農地で千葉市でも40アールのところもあれば30アール、20アールに設定しているところもあると。特に20アールは中央区とか稲毛区ですけど、市原市では40アールとか、山武市では一番小さなところでは5アールで設定をしているということもございます。印旛管内はないということで、今ご答弁のとおりなんですけれども、やはり20アールから、30、40アールということで、農業委員会で弾力的に対応しているように見受けられます。農地法の第3条2項第5号の別段面積を設定している場合は、設定した別段面積及び、設定理由を設定していない場合は、その理由を市のホームページで周知することということになっています。

また、毎年、別段面積の設定、または修正の必要性を農地法第30条に基づく利用状況調査の結果等に基づき検討して、当該検討結果を市町村のホームページで公表することとなっておりますけれども、農業委員会の対応はどのようになっていますでしょうか。

**○農業委員会事務局長（梅澤孝行君）**

答弁いたします。

毎年1回農林水産省から通知が来ておりまして、下限面積について検討して見直しをせよという通知が来ております。今年度も1月に開催されました総会におきまして、現状の中では遊休農地等の大きな変化がないことから従来どおりの50アールというふうになっておりますが、ただ、今後、遊休農地が増えてくるとか、担い手がいないとか、新規就農がなかなか来ないとか、そういう状況の中であれば、全域とは言いませんが、地域的なものを指定して、下限面積を設定する可能性もあるのかなとは思っております。

また、先ほど山武市が5アールというようなことで、私たちも5アールで農業ができるのかというところで、いろいろ職員の中でも話し合ったところでございますが、山武市につきましては、農業振興地域内の非農用区域ということで、どのくらいの面積かわかりませんが、そういうのを形で指定しているというところもございます。

また、山武市につきましては、あと、表向きは新規就農ということでございましたが、総会の議事録、うちも公開しておりますが総会の議事録を確認しましたところ、やはり全国的な問題もあって導入しているんでございますが、人口減少対策と、そういうのもあるようでございます。それと、空き家ということとセットでやっているところもございますので、そういう状況もあるようでございます。

いずれにしても、今現在、八街市としては、今年度は50アールでいこうということになっております。今後の状況の推移を見ながら、年に1回下限面積につきましては、検討してまいりたいと、このように思っております。

#### ○石井孝昭君

恐らく二極化されると思うんですけど。都市部において、都市農業ということなので、生産緑地指定してあると、相続の関係が出てくるので、恐らくその辺は面積的に非常に厳しくなってきた、そのような面積、別段面積、下限面積を設けていく。やはり過疎部というか、田舎の方でと言ったら失礼ですけども、やはり人口問題のために、農地付きの住宅とか、農地付きのやはりガーデンとか、そういったのを人口対策として市として、得策として盛り込んでいったときには、この下限面積の設定をさげていって、それで農地付きのUターン、Iターンを狙っていくというようなところも恐らくあると思いますので、農業委員会とか農政課を中心に、頭の片隅で思っていたら、行く行くそのようなことも踏まえて、ちょっと協議の方を話をさせていただければありがたいなというふうに思う次第でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

次の質問に移らせていただきたいと思います。

質問事項2、畜産業についてご質問をさせていただきます。

酪農、養豚、養鶏農家の数と飼育量の推移についてでございますけれども、畜産は我が国農業の基幹部門の1つであり、全農業総産出額の約30パーセントを占めております。平成31年で見ると全国の肉用牛の飼養戸数は4万6千300戸で、廃業等により前年に比べ2千戸（4.1パーセント）減少しています。養豚の飼養戸数は4千320戸で、廃業等によ

り前年に比べ150戸減少。平成31年の全国の採卵鶏の鶏の飼養戸数は2千120戸で、廃業等により前年に比べ80戸減少しています。ブロイラーの飼養戸数は2千250戸で、廃業等により前年に比べ10戸減少しています。全国的に、後継者不足等の影響により減少傾向にあります。そこで、八街市の酪農、養豚、養鶏農家の数と飼育量の推移についてお聞かせいただきたいと思います。

#### ○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市の畜産農家の推移につきましては、平成26年度末と平成30年度末との比較で申し上げますと、酪農は平成26年度末で18戸、平成30年度末で16戸、養豚は平成26年度末で5戸、平成30年度末で3戸、養鶏は平成26年度末で6戸、平成30年度末で5戸となっております。また、飼育量につきましては、酪農は平成26年度末で839頭、平成30年度末で638頭、養豚は繁殖種のみでございますが、平成26年度末で202頭、平成30年度末で165頭、養鶏は採卵鶏のみでございますが、平成26年度末で4万6千羽、平成30年度末で4万1千羽となっております。

#### ○石井孝昭君

ありがとうございます。市内の畜産業も漸減の傾向が続いているということが見受けられます。全国的に見ても、先ほどの質問のとおり、漸減的な傾向なんですけれども、やはり飼養戸数については、あまり飼養数に関しては、そんなに減っていないということで、小さな畜産農家がやはりちょっと閉めて、大きなところが非常に増えているということのような傾向と伺っています。これからの畜産業の発展をやはりご祈念申し上げるところでございます。続いて、家畜防疫の現状についての質問に移らせていただきたいと思います。

我が国の畜産は、近年、急速に経営規模の拡大が進展し、家畜・畜産物の流通量が増大し、広域的に流通するようになってきています。このため、ひとたび伝染性疾病が発生した場合、急速かつ広範囲にまん延し、その被害が甚大となるおそれがあります。また、貿易の自由化が進展し、海外の家畜・畜産物の流通増大している中で、口蹄疫等の越境性動物疾病の侵入の危険性が高まってきています。さらに、豚流行性下痢等のような、しばらくの問題となっていなかった疾病（再興感染症）が見られるほか、動物由来で人に感染を起こすサルモネラ菌感染症等（動物由来感染症）が問題となってきています。このような状態に対処するために、危機管理の観点から、事前対応型の防疫体制を構築し、より効果的かつ効率的な防疫措置が講じられるよう防疫推進体制を整備することが重要と思われれます。そこでお伺いたします。八街市における家畜防疫の現状についてご質問いたします。

#### ○市長（北村新司君）

答弁いたします。

家畜防疫においては、家畜伝染病の発生予防や早期発見、まん延防止に努めることが必要であり、特に伝染病の発生予防が重要と考えており、本市では、八街市家畜防疫協会において、毎年、家畜保健衛生所の協力をいただきまして、伝染病予防のための検査やワクチン接

種、環境衛生対策を行っているところでございます。

今後も引き続き、家畜伝染病の予防対策に努め、畜産経営の安定を図ってまいります。

○石井孝昭君

過去、八街市において家畜伝染病が発生したことはございますでしょうか。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

本市で伝染病が発生したという記録はありません。

○石井孝昭君

ありがとうございます。恐らく皆さんが大分気を付けていらっしゃる証拠かなと、このように思っていますけれども、今議会に新年度予算、これから審議をされますけれども、この新年度予算書の184ページ、概要説明書242ページに、家畜防疫事業費の中で、事業内容欄で、コロナウイルス発生予防事業補助というのがございます。これはコロナウイルス発生予防事業費4万6千円とありますけれども、これは、昨今、猛威を振るっている新型コロナウイルスとどのような因果関係があるか、わかる範囲でお答えいただければと思います。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

新年度予算事業費ごとの概要説明書に掲載されておりますコロナウイルス発生予防事業補助は、牛のコロナウイルスに対するワクチン接種で、農家からの要望に基づき実施しているものでございます。

また、現在、問題となっております新型コロナウイルスとは違い、このコロナウイルスは、牛だけに感染するコロナウイルスでありまして、種の壁を越えて人や他の動物に感染することとはほとんどないと言われております。

○石井孝昭君

安心しました。ありがとうございます。

通常、豚とか鶏とかもコロナウイルスを持っているということなので、適正なワクチン接種に努めていただきたい、このように思います。

続いて、豚熱及びアフリカ豚熱の予防対策についてご質問をさせていただきます。

豚熱はCSFウイルスにより起こる豚やイノシシの熱性伝染病で、強い伝染力と高い致死率が特徴であります。感染豚は、唾液、涙、ふん尿中にウイルスを排泄し、感染豚や汚染物品等との接触等により感染が拡大すると言われております。治療法はなく、発生した場合の家畜業界への影響が甚大であります。

また、アフリカ豚熱は、ASFウイルスが豚やイノシシに感染する伝染病であり、発熱や全身の出血性疾病変を特徴とする致死率の高い伝染病でございます。本病に有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であると言われております。豚熱、アフリカ豚熱ともに、我が国の家畜伝染病予防法において家畜伝染病に指定されております。八街市において、豚熱及びアフリカ豚熱の予防対策についてお伺いいたします。

## ○市長（北村新司君）

答弁いたします。

豚熱は、豚コレラウイルスを原因とする豚やイノシシに感染する伝染病で、アジアをはじめとする世界各地に分布し、日本では平成30年9月に岐阜県の養豚場において26年ぶりに感染が確認され、以来、岐阜県の近県に広がり、関東では埼玉県で確認されたところがございます。

千葉県では、発生しておりませんが、感染リスクを考慮して、本年2月17日より家畜伝染予防法に基づくワクチン接種を埼玉県や茨城県との県境から開始し、本市でも順次行う予定となっております。

また、アフリカ豚熱は、アフリカ豚コレラウイルスを原因とする豚やイノシシに感染する伝染病で、有効なワクチンが存在しておりません。これまでに日本での発生事例はございませんが、万が一ウイルスが侵入した場合であっても農場への侵入を確実に防止するため、本市の養豚場においても、補助事業を活用し、防護柵の設置を予定しているところでございます。

## ○石井孝昭君

ご答弁ありがとうございます。

豚熱は、豚コレラ、豚コレラと言われていましたけれども、豚熱というふうに名称が変更されました。この豚熱に関しては、埼玉県まで来ているということで、千葉も本当に近くまで来ている、養豚業界の方、非常に戦々恐々としているということで、私も数名の方からお話をお聞きしました。

また、アフリカ豚熱については、日本で、まだ発生はないということでありますけれども、北朝鮮、韓国の国境境界線の仁川広域市を超えて、韓国の一部まで今侵入をして発生しております。国内での発生を危惧するところではありますけれども、ワクチンを打っても10パーセントから15パーセントは感染するというふうにも言われています。

そこで、先般2月5日、家畜伝染予防法が改正をされて、5日に施行されておりますけれども、このアフリカ豚熱の対策として、未感染の豚も含めて、予防的殺処分ができるようになったということになりました。また、豚熱やアフリカ豚熱の感染源となる肉製品を海外から持ち込んだときに感染するというふうにも言われていますので、この水際対策も強化していくと同時に、非常に罰金も強化されているということになりましたので、八街市においては、できる範囲、先ほどのように今まで伝染病はないということでありましたけれども、事前の備えをしていただけるようお願いをしたい、このように思う次第でございます。よろしくお願いを申し上げます。

最後、質問事項3に移らせていただきます。

教育問題についてでございますけれども、先般、山田議員、そして加藤議員よりご質問がございました。教育センターの機能充実についてご質問をさせていただきます。

八街市教育センターは、教育に関する調査研究及び教育関係職員の研修を行うとともに、市民に対し、教育に関する奉仕を行うことにより、八街市の教育の振興に資することを目的

とされています。教育センターの機能として調査研究事業、研修・能力開発事業、学校支援事業、教育相談事業等が上げられます。これからの八街市教育センターの機能充実についてお伺いをさせていただきます。

**○教育長（加曾利佳信君）**

答弁いたします。

個人質問2、誠和会、山田雅士議員及び個人質問5、やちまた21、加藤弘議員に答弁いたしましたとおり、次年度以降は、今までの活動のさらなる充実とともに、新たに次の6点に重点をおいて活動してまいります。

まずは、研究指定校、並びに若年層教員研修への積極的な参加により、授業力向上のための支援をしてまいります。

2点目に、現在進めている市内の教育情報のデータベースの公開と、活用に向けた情報を発信いたします。

3点目に、教職員の授業力や指導力を向上させるための研修の場や機会を提供いたします。

4点目に、ホームページの機能を強化し、より安全で、魅力的な情報の発信のための各園・各校の更新を支援し、閲覧管理による分析を行います。

5点目に、異校種間の学びの連続性を意識した学習連携の支援をいたします。

最後に、各種学力調査について分析・考察を進め、授業改善における活用についての研究を深めてまいります。

**○石井孝昭君**

教育センターを新年度は、交進小学校の方に、余裕教室を利用して、新規に作られるということでございます。センター充実に関してはとても素晴らしいことだなど、とてもうれしいことだなどと思っていますけれども、では具体的にセンターではどのような研修、研究調査、そのものが行われているのでしょうか。

**○教育長（加曾利佳信君）**

お答えいたします。

中心といたしましては、夏季における職員研修が中心となります。今まで中央中学校を舞台にいたしまして、新しい指導力の、新しい学力観の研修、そして指導力の向上を図るための研修をさまざまな教科にわたって研修してまいりました。その一部を教育センター、このほど交進小学校に設置予定の教育センターの中で、研修をしてみたいと思っています。

ただし、場所は変わりましたが、それぞれを管轄する部署は教育センターが実施いたします。

**○石井孝昭君**

ちょっと繰り返しになって恐縮になるかもしれませんが、この教育センターのセンター長を置かれるということでございます。どのような方がこの職にあられるかということは、やはりこれからの教育センターを左右するとまでは言いませんけれども、とても大事な配置かなというふうに理解をしていますけれども、どのような識見経験がある方がこのセン

ター長にお就きになられるのかご質問させていただきます。

○教育長（加曾利佳信君）

お答えいたします。

先日もお答えいたしましたように、現在のところ教育センターは、各小中学校に勤務している管理職の中から選びたいなと思ってございます。その管理職を登用する理由といたしましては、新しい学力観の定着、そして英語教育を含めたグローバルな人材の育成、それら学力向上のための方策としては、教育技術を提案、そして指示できる機能を今以上に強く持たせたいと思っておりますので、管理職を選んだその理由でございます。

また、もう一つといたしましては、各種の方策、そして情報収集及び資料作成にあたりまして、教育界のみならず広範囲な部分、部署から意見を頂戴したいなと思ってございます。そのためには、教育者としての深い見識と教育行政の理解が必要であり、管理職とさせたいと思っております。

○石井孝昭君

ありがとうございました。すばらしい方がセンター長になられると思います。期待をしております。

最後の質問に移らせていただきます。

教育センターが担う学力向上対策事業についてご質問させていただきます。

教育センターが担う事業は多岐にわたりますけれども、さまざまな面で調査研究や教職員の資質の向上のための研修等は、児童・生徒の学力向上に密接に関係するというふうに認識しています。千葉県総合教育センター主要事業を見ますと、調査研究事業として、各教科・領域、学校経営等に関する基礎的・実践的な調査研究と現場への還元。社会の変化に伴う基本的教育課題や本県への教育課題に即応した調査研究等がございます。

そこでお伺いいたします。八街市教育センターが担う学力向上対策事業についてご質問します。

○教育長（加曾利佳信君）

お答えいたします。

個人質問2、誠和会、山田雅士議員に答弁いたしましたとおり、市教育センターは、学力向上に向けた調査・分析・研究や、職員研修事業の質的向上・活性化を図ることで、学校や教職に寄り添い、現場が必要としている支援をすることを目標に活動しております。

学力向上対策事業として、調査・分析・研究、職員研修の質的向上・活性化を図る中で、小学校では、市教育センター運営委員が作成した八街市基礎学力調査を、全小学校、全学年が1学期末と2学期末に実施しております。

また、中学校では、漢字検定・英語検定への参加についてのアドバイスをしながら、各学校での学力向上対策についての状況把握に努めております。さらに、民間企業と協力してのタブレット型英会話テストや、プログラミング教育にかかるデジタル情報活用検定の実施などについての情報収集など、必要な支援を行ってまいります。

○石井孝昭君

令和元年度の県教育センターの主要事業の中で、平成30年、元年度の2カ年で、児童・生徒が自己の変容に気付いて、資質・能力を伸ばすための指導方法と評価方法のあり方、そして、令和元年、2年に行われる、これからの時代に生きる教員を育てる教員研修のあり方に関する研究などが行われています。八街市教育センターでは、具体的に行われている施策はありますか。

○教育長（加曾利佳信君）

お答えいたします。

時代の急速な変化と教育の大きな変革に伴って、さまざまな教育内容がここ数年で大きく変わってございます。その部分、具体的に申しますと道徳の授業評価であったり、プログラミング教育の導入、そして英語の教科化と、さまざまな部分で大きな変革がございまして。それらに耐え得る、そして積極的に子どもたちを指導できる人材育成を目指して、教育センターはその支援を徹底してまいりたいと思っております。今後、次年度より教育センターを立ち上げる方向で進んでおりますが、その内容、今後どのように教育センターとして、研修等に関わっていくのかも、今後の課題だと思っております。

教育センターを八街市の教職員の研修研究の研究機能を持った充実した研究機関として設立したいと考えてございます。

○石井孝昭君

今後、一層の八街市の児童・生徒の学力向上対策を期待して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（鈴木広美君）

以上で、新誠会、石井孝昭議員の個人質問を終了します。

会議中ではありますが、昼食のため休憩といたします。

午後は1時10分より再開いたします。

(休憩 午前11時53分)

(再開 午後 1時 8分)

○議長（鈴木広美君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

報告します。新見準議員より、一般質問をするにあたり、参考資料の配付依頼がありましたので、配付しておきました。

以上で報告を終わります。

次に、改革クラブ新見準議員の個人質問を許します。

○新見 準君

改革クラブの新見準でございます。

通告に従いまして、質問をさせていただきます。

まず、マイナンバーカードの活用についてなんですが、総務省は2021年3月より、マイナンバーカードを健康保険証として利用するとしています。マイナンバーカードについては、いろいろ問題、議論の余地はございますが、ここはあえてマイナンバーカードを使う利便性を重視したいと考えております。

本市でマイナンバーカードを保険証として利用する準備はどのくらい進んでいるのでしょうか。また現在、本市でのマイナンバーカードの発行枚数は何枚でしょうか。

#### ○市長（北村新司君）

答弁いたします。

マイナンバーカードの健康保険証利用については、令和3年3月からマイナンバーカードの普及策の1つとして、健康保険証の機能を持たせ、医療サービスを利用できるようにするもので、医療機関、薬局での資格確認などの窓口業務の効率化や、個人の資格確認、医療情報の閲覧など利便性向上が期待されているものでございます。本市では、マイナンバーカードの健康保険証利用に向けて、本年度よりシステム改修などをはじめており、今後も国からの通達を元に準備を進めてまいります。

しかし、個人のマイナンバーカードの取得に向けた普及促進とともに、医療機関ではカードの読み取り端末などの導入により整備が必要であり、令和5年3月には、概ね全ての医療機関で導入する方針が示されておりますが、スケジュールどおりに整備が完了するかどうか現段階では不透明な状況でございます。

また、マイナンバーカードに保険証の機能を持たせるからといって、既存の保険証が使えなくなる、マイナンバーカードを持参しなければ、保険診療が受けられなくなるということではございません。本市におきまして、当面の間、現行どおり既存の保険証を加入者全員に交付する予定でございます。

#### ○新見 準君

ありがとうございます。

それで、マイナンバーカードを使って、近県では、最近、四街道でも始めましたけれども、コンビニで住民票とか印鑑証明書、戸籍謄本を取得できるようになっています。現在、本市では、市役所または八街山田台郵便局に行って、そういった書類を取得するという形ですが、このマイナンバーカードを使って、本市でもコンビニで取得できるようにしていただきたいと考えております。

本市では、バスなどの公共交通網が不十分で、市民の居住地によっては、最低半日がかりの時間を要する場合があります。マイナンバーカードを使って、コンビニで各種証明書をとれるようになれば、非常に利便性が上がると考えています。

近隣の山武市や佐倉市などでは、既にやっております。できれば、総務省が2021年3月に健康保険証として利用すると言っていますので、その時期にあわせて、マイナンバーカードを使って住民票、印鑑証明書、戸籍謄本をコンビニで取得できるようにしていただけたらと考えております。いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

キオスク端末を設置しているコンビニ等で、マイナンバーカードを利用し、住民票や印鑑証明書等を取得する、いわゆるコンビニ交付は、全国どこでも早朝や深夜、休日であっても利用できる大変便利なサービスでございます。本市におきましても、後期基本計画の実施事業に位置付けて、住民票や印鑑証明書等の交付ができるように先進自治体から情報収集し、早期導入に向けて準備を進めているところでございます。

なお、全国のコンビニ交付実施団体の証明書発行データによりますと、戸籍証明書は取得数が少ないことなどから、本市ではコンビニ交付の対象には考えておりません。

○新見 準君

ありがとうございます。早期に準備すると市長から答えを返答いただきまして、心強い限りでございます。なるべく早く実現できるようによろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次に、児童福祉についてということで、虐待防止と児童保護ということで、令和2年1月24日でしたか、野田市の小学生、栗原心愛さんが虐待死されるという事件から1年が経過しました。昨日も裁判をやっておりましたけれども、野田市の検証委員会は、市と児童相談所などの連携不足を批判する報告をまとめました。その中で検証委員会は13回命を救えるチャンスがあったと報告しています。そして、命を奪ったのは、公的機関に属する大人たちへの不信感だったとも言っています。八街市でもいろいろな取り組みを行っていただいています。二度とこのような悲惨な事件が起こらないように、もう一度検証すべきと考えております。

平成30年12月の厚生労働省の調査によりますと、児童虐待による死亡事例の割合はゼロ歳児が47.5パーセント、3歳児以下の割合は77パーセントにも達しています。また加害者の割合は実母が55.6パーセントと最も多い数字です。そこで、八街市では出産前後の母子サポートについてどのように取り組んでいるのかお伺ひします。

まず、出産前後の母子への支援ということで、自治体職員が子どもと100パーセント会うという取り組みをしている自治体があります。4カ月健診、1歳半健診、3歳児健診、5歳児健診で、子ども本人と会うことができない場合は、児童手当の振り込みをとめて、子どもと一緒に役所に来ていただいて、親に手渡すという方法をとっているところもあります。

そこで質問なのですが、八街市では健診時、会えない場合があるのか。また会えない場合はどのように取り組んでいるのでしょうか。ご質問いたします。

○議長（鈴木広美君）

審議議員にちょっと確認します。これは①の出産前後の母子の支援という内容のところではないですか。

○新見 準君

そうですけど、流れとして。

○議長（鈴木広美君）

1問1答ですので、これ①から。

○新見 準君

議長が持っているやつと、ちょっと変わっていると思うんですが。

○議長（鈴木広美君）

それはだめです。通告書が全てですので。

○新見 準君

通告書。

○議長（鈴木広美君）

通告書でいきますと、①が出産前後の母子の支援はどのように行っているのかという質問から入るようになっておりますので、今の質問だとちょっと違いますので。

○新見 準君

違いますか。すみません、では、どのようにしたら。

○議長（鈴木広美君）

いや、通告書どおり、この出産前後の母子の支援はどのように行っているのかからでよろしいですか。

○新見 準君

じゃあ、結構です。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市では、妊娠届出時に保健師が妊婦全員と面接をいたしまして、母子保健、子育てに関する支援に必要となる実情の把握に努めておりまして、特に心配な妊婦につきましては、引き続き電話や訪問等により連絡をとりまして、妊婦の身体的・精神的状態、家庭の養育力、その他困りごとなどを継続的に把握しております。

また、妊娠中に行っている母親学級では、妊娠中の健康管理の指導だけではなく、出産から子育てにわたる不安を軽減するための相談支援に重きを置いております。さらに、出産後1カ月以内に新生児訪問及びこんにちは赤ちゃん訪問を実施し、全ての赤ちゃんと養育者に会いまして、産後の育児不安の解消を図るとともに、虐待の兆候がないか質問シートを用いて早期発見に努めております。その後も心配な産婦につきましては、引き続き、八街市要保護児童対策地域協議会を中心として、関係部署が連携して、定期的に訪問を実施いたしまして、相談に応じております。

なお、本年4月からは、健康増進課内に子育て世代包括支援センターを開設いたしまして、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を図るとともに、産後、家族等から家事や育児の支援を受けることができない母子を対象とした産後ケア事業を開始するなど、母子支援策のさらなる充実を図ってまいりたいと考えております。

○新見 準君

ありがとうございます。

お子さん、親御さんとはっきり顔をあわせて、進めていただいているということなので、非常に安心しました。

児童相談所との連携なのですが、昨年暮れに八街市を管轄する児童相談所、中央児童相談所を視察する機会をいただきました。中央児童相談所では、24時間、365日、児童数約21万人に対応しております。地域は、市原市、八千代市、習志野市、印旛郡市です。

視察時の一時保護児童数は、施設が定員25名のところ50名が保護されていました。男女別に小学校1年生から中学3年生まで、同じ部屋で学習しており、入学前の子どもたちは、寝泊まりする部屋で過ごしていました。部屋には、非行児童も虐待児童も一緒という状況です。一時保護の子どもたちの人権確保ができなければ、十分保護もできない状態と思われました。

児童相談所の建物も40年以上経過していたもので、外壁のペンキもはがれ落ち、内装もとても古びていました。児童相談所の職員の仕事も多く、職員の疲弊が目に見えていました。私が視察に行ったときは、ちょうど昼時で食堂と調理場、そこに子どもたちが集まっているのですが、25名、本来定員が25名なので、交代でご飯を食べる。ただ、調理場も25名程度のものを作れるような調理場なので、全員50名分は作れないと。職員が、ほか弁を買ってきて、それを渡していると。私びっくりしたんですが、ほか弁、普通だったら、そのままお渡ししますよね、子どもたちに。そうじゃなかったですね。ご飯をお茶わんに移しかえて、おかずはお皿に移しかえす。そして、はい、食べてくださいと、そういう丁寧な対応をしていました。

非常にその行動を見ていて、感動したんですが、八街市では、どのように児童相談所と連携し、子どもの保護に取り組んでいるのかお伺いします。

#### ○市長（北村新司君）

答弁いたします。

児童虐待は、子どもの心身の成長及び人格形成に重大な影響を与えるとともに、次の世代に引き継がれるおそれもあり、子どもに対する最も重大な人権侵害であると考えられます。本市では、八街市要保護児童対策地域協議会を設置いたしまして、児童相談所や関係機関と連携及び協力を図りながら、児童虐待防止や、虐待通告に対応しております。

市の具体的な対応としましては、通告を受けると情報収集、緊急受理会議、児童の安全確認を行いまして、虐待の事実が確認され、緊急な保護が必要と思われる場合は、児童相談所に送致いたします。これを受けまして、児童相談所は一時保護などの適正な対応を行っております。また、一時保護が解除される場合は、その後の支援体制を関係者会議で整えるとともに、児童相談所と連携し、継続的な支援体制に努めております。

このように、市と児童相談所は、情報の共有を図り、適切な役割分担をしながら、ケースに関する認識、援助目標の共有化を図るとともに、支援に関係する機関と連携いたしまして、支援のすき間に落とさないよう、援助に取り組んでおるところでございます。

#### ○新見 準君

ありがとうございます。ご丁寧な答弁で、できる限り一生懸命やっているという姿が見えてまいります。

それで現在、千葉県の児童相談所は7カ所あります。県立の児童相談所が6カ所、千葉市の児童相談所が1カ所です。今回、県もようやく重たい腰を上げ、新たに2カ所設置することになりました。しかし、どの児童相談所も定員数がほぼ200パーセントですから、数字的に言えば、本来7カ所を増やさなければ、定員セーフにはならないわけですね。常に定員オーバーという形になってしまいます。

また職員も倍以上増やさなければ適正な対処はできないと考えます。とはいっても、いろいろな事情、人員とか、あと、予算等々がありまして、とりあえず2カ所でも増えれば上できかなと、これからどんどん増やしていただきたいと思いますが、これを機に、印旛郡市内に児童相談所を1カ所設置するというように、県の方に働きかけていただきたいのですが、印旛郡市の各市長と連携し、県に働きかける必要があると思われまいますがいかがでしょうか。

#### ○市長（北村新司君）

答弁いたします。

児童相談所は、子どもに関する相談に応じ、子どもが有する問題やニーズなどを的確に捉え、最も効果的な援助を行いまして、子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護することが、主たる目的であります。

近年の児童虐待相談等の急増によりまして、幅広い相談全てを児童相談所のみが受けとめることは必ずしも効率的ではなく、多様な機関によるきめ細やかな対応が求められております。また、千葉県社会福祉審議会児童虐待死亡事例検証報告書（第5次答申）におきましては、児童相談所の管轄区域の見直しや増設について、中・長期的な視点で将来を見据え、中核市における児童相談所の設置の動向、管内区域の人口や地理的条件、相談対応件数なども考慮いたして、検討することが望ましいとあることから、今後、千葉県の動向に注視してまいりたいと考えております。

#### ○新見 準君

確かに、政令都市以外は、児童相談所を作ることができませんので、法的に、千葉県にどんどん働きかけていただければと思います。八街市、別資料で出しましたが、八街市、平成30年度99人の、これ延べ数ですけども、一時預かりされています。毎年、毎年増えていきますので、今年は100人は超えるのではないかと児童相談所の所長も言うておりました。

児童相談所の開設には、施設の整備だけでなく、職員の養成がとても大切です。職員の力量によって、子どもへの支援が変わらないようにしなければなりません。児童相談所の所長さんは言うていましたが、市の対応は担当する方によって大きく違っているとおっしゃっていました。今後、子どもを支援できる職員の研修を行い、印旛郡市での児童相談所の開設に向けて取り組んでいただくことを期待して私の質問を終わらせていただきます。

#### ○議長（鈴木広美君）

以上で、改革クラブ、新見準議員の個人質問を終了します。

次に、公明党、栗林澄恵議員の個人質問を許します。

#### ○栗林澄恵君

公明党の栗林澄恵でございます。

通告のとおり、住みよいまち八街について、一般質問をさせていただきます。

本年7月には、待望の東京2020オリンピック・パラリンピックが開催されます。東京2020オリンピック・パラリンピック招致委員会は、本年オリンピック・パラリンピックを東京へ招致するため、2013年9月にアルゼンチンのブエノスアイレスで開催されたIOC総会において、東京がプレゼンテーションを行いました。その中で滝川クリステルさんが「おもてなし」の心をアピールし、IOC委員に東京招致を訴えたことは、皆様の記憶に残っていることと思われます。

先般、市民の方より、市役所に電話で相談をしても、たらい回しにされるとのお話を伺いました。ごく一部の方のお話かもしれませんが、市役所、八街市に対してマイナスの印象が残っています。そこで、要旨(1)、市民の声を聞く行政として、①市民相談への対応についてお伺いいたします。

#### ○市長（北村新司君）

答弁いたします。

市民の皆様からの代表電話への問い合わせにつきましては、総務部財政課、総務課、企画政策課及び防災課の職員が対応しております。問い合わせの内容を確認し、担当課につながっているところでございます。対応する職員には、各所属の所掌事務一覧表を配布いたしまして、八街市職員接遇マニュアルに基づいて、対応しているところでございますが、内容が明白に確認できない場合などに、担当以外の部署につないでしまう場合もございます。

今後におきましても、要件や要点を的確に把握するよう、職員接遇マニュアルに基づきまして、職員の資質向上に努め、市民サービスの向上を目指してまいります。

#### ○栗林澄恵君

大網白里市では、接遇向上マニュアル「笑顔であいさつ！“おもてなし”と“おもいやり”」を作成し公開しています。初めにと題して、市民の皆様から、行政サービスの質の向上が求められています。職員1人の不注意や不適切な対応により、市役所全体への信頼は簡単に損なわれてしまいます。信頼を失うことは容易ですが、新たに信頼関係を築き上げるのはとても大変なことです。我々は、公務員として、市役所職員として、市民の皆様への接客対応が厳しく問われています。職員一人ひとりが市民から信頼され、親しまれるよう努力しなければなりません。

そのためには、業務サービスの根幹である接遇能力の向上が必要です。接客と接遇は違います。お客様に単に接することが接客であり、接遇とは、相手（市民、来訪者）を思いやる心をもって接することであり、お客様に対しては、おもてなしの心を持って接することです。この接遇の意識を忘れないことが、市職員と市民との信頼関係を築く第一歩です。接遇の基本は誠意ある対応、親切で丁寧な説明など、相手の立場を考慮した対応をすることが重要で

す。私たち職員、一人ひとりが市役所を代表して対応していることを自覚して、日頃からマナーに関心を持ち、相手の立場を考えながら、気持ちよく対応できるよう職場全体で心がけましょうとあります。そこで、市民との信頼関係向上等に向けた②研修制度についてお伺いいたします。

#### ○市長（北村新司君）

答弁いたします。

新規採用職員につきましては、採用当初に実施いたします新規採用職員研修をはじめ、印旛郡市広域市町村圏事務組合における新規採用職員研修、接遇能力向上研修及び地方自治制度研修、または四街道市の新規採用職員と合同で、採用6カ月を経過した後に、フォローアップ研修を実施しております。採用1年目に集中的に研修を受講することにより、地方公務員としての知識や行動規範を習得し、市民に対する接遇能力の向上に努めているところでございます。今後もこれらの研修を継続するとともに、市で作成している職員接遇マニュアルを活用しながら市民サービスの向上に努めてまいります。

#### ○栗林澄恵君

今後も積極的に職員に研修を受講していただき、スキルアップをしていただき、市民の声を聞く八街にと要望いたします。

また、窓口対応、特に電話対応の際、「〇〇課の〇〇です」と自ら名乗ることを再確認していただけないでしょうか。職員の意識の向上にもつながり、市民への信頼を築く一步となります。ぜひ、本会場にいらっしゃる管理職の方から率先で進めていただきたく、お願いして、次の質問へと移らせていただきます。

昨年10月からスタートしました幼児教育・保育の無償化について、公明党は、昨年11月11日から12月20日にかけて、全国の国と地方議員が共通の調査票を持ち、関係する当事者の皆様の声を聞くべく、現場に足を運び、効果や課題を利用者と事業者から聞き取る実態調査を行いました。

1つ目の成果は、利用者の約9割に幼保無償化制度が評価され、利用者の経済的負担（保育料）に関しても「負担が減った」と回答した人が65.5パーセントでした。このことから幼保無償化制度の目的の1、家庭の経済的軽減を図る少子化対策に対して、高く評価されていると判断します。本市におきましても担当課よりご理解をいただき幼稚園、保育園の園長または職員と利用者にご協力いただき、アンケート回答と自由筆記によるさまざまな意見が寄せられました。そこで、要旨（2）、幼児教育・保育の無償化の現状として、①職員及び利用者の声について、要望も含めてお伺いいたします。

#### ○市長（北村新司君）

答弁いたします。

幼児教育・保育の無償化が昨年10月より始まりましたが、事前に保護者及び私立保育園・幼稚園等の事業者に対しても十分な説明を行ったことにより、制度開始後は、特に大きな混乱もなく、スムーズに移行できたものと考えております。

その後における職員や利用者の声とのことをございますが、利用者から手続の問い合わせがございましたが、特に無償化に対する要望などはございませんでした。

#### ○栗林澄恵君

2つ目の成果は、今後の取り組むべき課題は、幼児教育・保育の現場における質の向上と受け皿整備であることが明らかになったことです。本調査により、幼保無償化制度の2つ目の目的に挙げた、Ⅱ、生涯にわたる人格形成と義務教育の基礎を養う幼児教育を高いレベルで実現させていくため、今後、取り組むべき課題も明らかになりました。

事業者からは、幼児教育・保育の質の向上として、幼稚園教諭・保育士の人材確保、任用と処遇の改善、遊び（学び）の質を高める条件整備とありました。そこで、②職員の処遇改善等について、本市の今後も踏まえてお伺いします。

#### ○市長（北村新司君）

答弁いたします。

職員の処遇改善等につきましては、背景に、主に私立保育園等の職員の平均給与が他業種と比べて低く、人員不足になりやすい傾向にあったことから、この状況を改善するために、国においては、私立保育等の職員などの、経験年数や職責などに応じて、処遇改善加算として、毎月の委託費に上乗せして支給することになりました。

また、国の制度とは別に、千葉県と市町村が2分の1ずつ負担して、私立保育園に勤務する常勤職員1人あたり月額2万円を支給するなど処遇改善の支援に本市も努めているところでございます。

次に、市立の保育園職員については、本市の職員でありますので、一般職給与として支給していることから、制度上も対象となっておらず、本市の給与水準も先ほど述べました他業種との平均給与と比べ、遜色ない水準となっていることから、保育士に限る各種手当などについては、現在支給しておりません。

#### ○栗林澄恵君

再質問としまして、幼稚園教諭・保育士の人材確保のため、市ではどのような対策をしているかお伺いいたします。

#### ○市民部長（和田文夫君）

お答えします。

保育士の不足につきましては、保育の質の確保や職員の負担等を考えると深刻なものと考えております。また、最近では、保育園の開園状況から早番や遅番などが特に不足しており、その対応にも苦慮している状況でございます。

そのため、保育士の確保につきましては、人事担当部局と協議しながら、正規職員の確保をお願いしているところでございます。また、正規職員以外での臨時職員の募集につきましても、市の広報紙やホームページで募集しており、そのほかでもハローワークへの募集登録や人材派遣、人材紹介などを活用して、1人でも多くの保育士を確保するよう努めているところでございます。

## ○栗林澄恵君

公明党は今後、0歳から2歳児の無償化の対処拡充と待機児童対策、利用者・事業者・行政とが連携する仕組みの再構築、障がい児・病児を受け入れる施設への支援拡充、多様な幼児教育・保育施設への支援拡充、園と地域の特性に即したきめ細やかな支援の拡充の課題解決に向けて、引き続き国に働きかけ、実現を目指して行くとのことでした。

北村市長は、「健康と思いやりにあふれる街」のためにと、令和2年度の主な施策として待機児童対策に予算を計上されました。八街市の未来を担う子どもたちのための事業を今後も積極的に展開していただきたいと要望いたし、次の質問に移らせていただきます。

続いて要旨(3)、健康促進運動について本市の取り組みを伺います。

健康寿命の延伸、生活の質の向上を実現するため、健康づくりや疾病予防を積極的に推進すると健康日本21の基本方針にあります。がん検診及び健康診断の受診状況をお伺いいたします。

## ○議長（鈴木広美君）

栗林議員に申し上げます。健康促進運動ということで、①で健康ポイント制の取り組みについてという通告になっておりますけれども。

## ○栗林澄恵君

すみません。続けて、多くの市では創意工夫をしながら市民参加の健康増進事業を行っています。山形市では、健康ポイント事業が、市民から好評を博して、参加者を追加募集しています。同事業は、専用のスマートフォンアプリか歩数計を活用して、毎日の歩数や健康づくりに関する講座などの参加、健康診断の受診をポイント化する事業で、食事(S)、運動(U)、休養(K)、社会参加(S)、禁煙・受動喫煙防止(K)の頭文字から「SUKSKK(スクスク)」の愛称を付けた。この事業に参加できるのは、山形市内在住の20歳以上の人、1日4千から4千999歩で40ポイント、ボランティア活動に1回参加すると500ポイントなどと、ポイントを貯め、合計が5千ポイントに達すると抽選で山形牛や商品券などがもらえるようです。

そこで、本市の意識改革にもつながる、①健康ポイント制の取り組みについて、本市でも事業化できないかお伺いいたします。

## ○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市では、八街市健康プランを平成30年6月に策定いたしまして、これに基づき、各種がん検診や健康診査、健康教室、健康相談などを実施して、市民の健康増進に務めております。

これらの事業の周知につきましては、ホームページ、広報、メールなどを活用するとともに、がん検診につきましては、さらに、市内医療機関や金融機関、スーパー等にポスターを掲示するなどして周知に努めております。

また、がん検診の効果が大きいと思われる年齢層には、対象年齢全員に問診票を送付する

など、受診勧奨を行い、受診率の向上に努めているところでございます。

なお、ご質問の健康ポイント制は、検診を受けたり、健康教室に参加するなど、市民が自ら実践する健康に関する取り組みを、ポイントに置きかえて、見える化し、さらに貯まったポイントに応じて市が特典を付与するなどして、市民の健康づくりを応援し、ひいては医療費の削減といった相乗効果も期待できる取り組みとされております。

本市といたしましても、八街市健康プランに基づいた健康増進事業を推進するとともに、健康ポイント制につきましては、実施しております自治体の取り組み状況などを参考にしながら、運用形態、費用対効果などにつきまして、今後、調査・研究してまいります。

#### ○栗林澄恵君

では、本市におけるがん検診及び健康診断の受診状況についてお伺いします。

#### ○市民部長（和田文夫君）

お答えします。

令和元年度の受診率でございますが、令和元年12月時点で胃がん検診16.2パーセント、大腸がん検診27.0パーセント、肺がん検診24.0パーセント、子宮頸がん検診17.1パーセント、乳がん検診36.3パーセント、前立腺がん検診36.9パーセント、肝炎ウイルス健診11.5パーセント、後期高齢者健康診査25.3パーセントでございます。

また、75歳未満の国民健康保険加入者を対象とします特定健康診査は、令和2年2月1日現在で32.89パーセントとなっております。

#### ○栗林澄恵君

市民の方の意識改革等にもなりますので、いろいろ試行錯誤をしながら、皆さんの健康を保てる八街市にしていきたいと思っております。

続きまして、神奈川県の中核部に位置する愛川町は、農家や新規就農者に限られていた農地の借り入れを、一定の要件を満たした準農家として認定されれば、経験がなくても無料で借りることができる、あいかわ準農家制度をはじめ、これから農業をはじめたい人と農地所有者の橋渡しとなる全国でも珍しい取り組みとして、行政やJAなどから注目を集めています。

本市の基幹産業でもある農業は、農業収入の不安定や農家の高齢化、後継者不足等により、遊休農地が目立つ現状です。

そこで最後の質問となります。要旨（4）、遊休農地の活用として、①やちまた準農家制度の導入についてのお考えをお伺いいたします。

#### ○農業委員会事務局長（梅澤孝行君）

答弁いたします。

準農家制度は、法律での規定はございませんが、農地法で農地取得の下限面積を原則、都道府県では50アール、5千平方メートル以上と定められておりますが、農業者以外の方でも円滑に農業に参入していただくことを目的として、農産物の販売意欲や一定水準の農業技

術があり、小規模な農地を借りて、新たに農業経営を目指す方や、自給自足や生きがいを主な目的とした小規模の耕作をする方が、市へ申請し、審査後、認定された方に対し上限10アール、1千平方メートル以内の農地の借り受けが可能となる独自の特例制度を導入している自治体があるようでございます。

準農家制度を活用している自治体の理由としては、農家の高齢化や後継者不足による遊休農地化の増加が顕著であること。また、農地の集約がしづらい小規模農地への対応等のために、この制度を利用されていると思われます。

八街市においても遊休農地化は進んでおります。ただし、基幹産業である農業につきましては、市内の平均的な経営規模が約200アール、約2万平方メートルであることから、経営面積が少ないと生産性が低くなり、農業経営が効率的かつ安定的に継続して行われなことも想定されることから、現在、農業委員会といたしましては、準農家制度と同様の制度の導入についての考えはございませんが、今後、後継者の不足等による遊休農地の増加も予想されることから、引き続き、農政課とも連携を図りながら情報収集に努めてまいりたいと考えております。

**○栗林澄恵君**

再質問として2点お伺いいたします。

まず、1点目は、新規就農者の状況についてお伺いいたします。

**○農業委員会事務局長（梅澤孝行君）**

答弁いたします。

新規就農者の状況でございますが、令和元年度の1月末時点で、農業委員会で農地法第3条の許可を受けた新規就農者は、個人が3名、法人が3社でございます。また、八街市農業後継者育成支援給付金を活用して、新規で親元を就農された方が5名となっております。

なお、新規就農希望者の相談窓口として、千葉県では、各地域に新規就農相談センターを設け、定期的に就農相談会を開催しております。

**○栗林澄恵君**

2点目は、遊休農地についてお伺いいたします。

**○農業委員会事務局長（梅澤孝行君）**

答弁いたします。

遊休農地につきましては、地域の担い手農家において、再生可能な遊休農地については、既に借り受けて耕作されている状況であり、現在、経営規模拡大を図っている担い手農家には、貸し付け可能な農地が不足している状況でございます。このようなことから、農業委員会といたしましては、農政課と連携を図りながら、農業からリタイアを考えている方や、相続した農地の管理に困っている方に向けた内容を広報に掲載したり、農業委員や農地利用最適化推進委員を活用して、農地の貸し付けについて、意向確認を行い、農地の利用集積を図るとともに、遊休農地の発生の抑制に努めているところでございます。

**○栗林澄恵君**

住みよい八街にと北村市長の手腕をご発揮いただき、希望に満ちあふれる未来のために、市政運営を行っていただけますように、ご期待申し上げます。一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**○議長（鈴木広美君）**

以上で、公明党、栗林澄恵議員の個人質問を終了します。

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩といたします。

(休憩 午後 1時56分)

(再開 午後 2時 6分)

**○議長（鈴木広美君）**

それでは、再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、公明党、木内文雄議員の個人質問を許します。

**○木内文雄君**

公明党の木内文雄です。

新型コロナウイルスで亡くなられた方にご冥福をお祈りいたします。また、感染した方の早期の回復をお祈りします。さらに拡大防止については、国・県だけでなく、市の対応もお願いいたします。

それでは、通告に従って質問させていただきます。

まずは、安全・安心の街づくりについて。佐倉市、八街市、酒々井町消防本部八街署、北部出張所の新設について。

消防本部内では平成29年12月末の状況で、1万1千995件の救急出動があり、年々増えてきています。救急車1台あたりの軒数は約1万世帯と非常に多いと思います。また、八街市の出動件数は3千634件と多くなっています。救急車の待機時間を含め、人の命に左右されます。八街は南北に長く、北部地域に出張所が必要との市民の声があります。そこで、市として、北部出張所の新設についてお伺いいたします。

**○市長（北村新司君）**

答弁いたします。

本市における消防力の整備指針による消防署所の数は、現状の2署所より設置基準を満たしております。ご質問の本市北部地域に北部出張所を新設とのことですが、消防組合といたしましては、佐倉市、八街市、酒々井町の1消防本部、4消防署、5出張所により、人命を最優先とした迅速な出動体制を構築しており、出張所新設の計画はないとのことですので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

なお、南部出張所につきましては、令和2年度実施設計、令和3年度から4年度にかけて、庁舎建設の予定でございます。

**○木内文雄君**

人の命に関わりますので、佐倉市上勝田地域、酒々井町墨地域を含め、北部出張所の新設

の検討をしていただきたいと思います。

次に、市立学校の防犯カメラ設置について伺います。

近年、さまざまな犯罪が増えてきています。児童が安心して学べるために防犯カメラが1つの手段と考えます。初めに、保育園を含め、市立学校の防犯カメラの設置状況についてお伺いします。

**○教育長（加曾利佳信君）**

答弁いたします。

市立小中学校の防犯カメラにつきましては、実住小学校に5台、朝陽小学校に4台、交進小学校に4台、八街東小学校に3台、八街北小学校に7台、八街中学校に4台、八街中央中学校に7台あり、合計7校に34台設置してあります。また、市立幼稚園及び市立保育園につきましては、設置しておりません。

**○木内文雄君**

子どもの安全を確保するためにも、今後の設置計画について伺います。

**○教育長（加曾利佳信君）**

答弁いたします。

現在、市立小中学校、幼稚園及び保育園への防犯カメラの設置計画はありませんが、全ての施設で機械警備を行っておりますので、防犯カメラの増設等につきましては、現状を見ながら今後検討してまいりたいと思います。

**○木内文雄君**

一番大事な幼児の安全を確保するためにも、早目の設置をお願いしたいと思います。

次に、住野神社前の通学路についてお伺いします。

住野十字路渋滞回避のために、狭い道路にもかかわらず、朝の通学時には、特に交通量が増え、子どもたちの安全が確保できていません。また、令和3年度から住野十字路の本格的な工事が始まると伺っています。現在でも抜け道として交通量が多い中、さらに増える可能性があります。通学時間帯の交通規制をしていただきたいと思いますとの市民の声があります。市としての対応を伺います。

**○教育長（加曾利佳信君）**

答弁いたします。

八街市通学路交通安全プログラムにおきましては、各学校より危険箇所として報告のあった場所について、教育委員会、警察、印旛土木事務所、防災課、道路河川課等が連携して、点検や対策会議を進めております。

住野神社前道路は、近隣の学校からは優先的に対策が必要である場所としての報告は上がっておりませんが、住民からの速度制限などの交通規制の要望については、千葉県公安委員会が、実施効果を考慮し、より必要性の高いものから実施しております

幹線道路から通学路を抜け道として速度を上げて通過する状況を抑制するためには、速度制限などの交通規制を実施することが有効であると考えております。現在、防災課により、

早急にできる対策として、通行車輛に対して、歩行者の安全確保をするため、注意喚起を促す看板を設置しております。また同時に、今後も、警察と相談しながら、速度規制について継続的に要望していくとの方向性も防災課と共通認識しております。

教育委員会といたしましては、今後も、近隣の学校の要望や、地域の方々の声に耳を傾け、警察や関係各所と連携しながら、通学路の安全確保に努めてまいります。

**○木内文雄君**

住野十字路改良工事が始まる前までの対応をぜひお願いしたいと思います。

次に、危険家屋の対応について伺います。

空き家については、空き家法により、市として対応していただいているところですが、火災等により残存家屋になっているものについては、持ち主に依存することが今の現状です。そのため八街市内にある残存家屋のフェンス等が通学路にかかり、危険な状態になった事例もあります。昨年のような大型台風が来た場合、さらなる危険を及ぼす可能性があります。市としての対応について伺います。

**○市長（北村新司君）**

答弁いたします。

危険家屋につきましては、空き家など老朽化や自然災害等の影響により、倒壊等の危険性が高まっている建築物や、火災が原因で焼け残ってしまった残存家屋等があると認識しております。

このような危険を伴うおそれのある空き屋等の対応につきましては、現地を確認いたしまして、建物の所有者や相続人等の連絡先を調査した上で、通知に写真を添付し、適正に管理していただくよう促しているところでございます。

また、火災が原因による残存家屋につきましても、所有者の方に燃え残った家屋等を解体して処分していただいているのが現状でございます。なお、建物火災等が発生した場合には、消防本部から送られてくる火災連絡票をクリーン推進課に送付してございますので、被災者から直接クリーン推進課に連絡していただき、被災場所で職員が立ち会いのもと、分別作業等の協議を行い、受入可能な残骸につきましては搬入することができることとなっております。

**○木内文雄君**

近年、高齢化が進み、自力ではなかなか残存物を管理できない家屋が増えてきている現状があります。そのため、そのままの状態になって非常に危険な状態になっておりますので、市長からも、ぜひとも、県、国へ上げていただき、空き家法のような法整備をしていただきますよう、お願いしまして、私の質問を終わりにします。

ありがとうございました。

**○議長（鈴木広美君）**

以上で、公明党、木内文雄議員の個人質問を終了します。

この定例会に通告されました一般質問は全て終了しました。

日程第2、休会の件を議題とします。

明日27日は、議案調査のため、休会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木広美君）**

ご異議なしと認めます。

明日27日は休会することに決定をいたしました。

本日の会議はこれで終了します。

28日は午前10時から本会議を開き、提出議案に対する質疑を行います。

長時間ご苦労さまでした。

(散会 午後 2時16分)

○本日の会議に付した事件

1. 一般質問
2. 休会の件